

第2期

**すこやかあきた
夢っ子プラン**

平成27年3月

秋 田 県

秋田っ子の笑顔を輝かせるために

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもちろん、将来への投資として県全体で取り組むべき大きなテーマです。

本県では、長期にわたる少子化などにより25年後の2040年の人口は、現在の3割以上減の約70万人になるとの推計が公表されています。

全国的には低位にあるとはいえ、本県でも核家族化が年々進行しているほか、地域のつながりの希薄化も指摘され、子育てに困難を感じる家庭が増加しています。

また厳しい経済雇用情勢の中で共働き家庭が増加しており、子育てと仕事の両立支援を求める声が高まっています。

本県では、これまで「すこやかあきた夢っ子プラン」に基づき、子育て環境の整備を進めてきましたが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに合わせ、子ども・子育て支援事業支援計画の性格も併せ持つ「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」を策定しました。

この計画では、施策の方針や主な取組のほか、未就学児童の教育や保育、地域の子育て支援に関して、市町村毎の事業量を明記しています。県は、これらの事業を実施する市町村を、国とともに重層的に支援することとしています。

子どもたちの笑顔が地域にあふれ、秋田の未来に向かって光り輝いていくためには、行政としての取組はもちろん、家庭や企業など地域の方々とも連携し、力を合わせて推し進めていく必要があります。県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

終わりに、このプランの策定にあたり「秋田県社会福祉審議会」の関係委員をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見を頂きましたことに、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 すこやかあきた夢っ子プランを振り返って	
第2章 子どもを取り巻く現状	4
1 少子化の動向	
2 子育てをめぐる状況	
3 子どもの育ちをめぐる状況	
第3章 計画の目標と体系	15
1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標	
2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方	
3 計画の基本指標	
4 計画の全体構成	
5 計画の施策体系	
6 本計画と整合・調整等を図る他の計画	
第2部 施策の内容	19
政策1 子ども・子育て支援の充実強化	20
基本施策1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供	21
基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備	25
基本施策3 子育てと仕事の両立の推進	29
政策2 子どもを産み・育てる環境の整備	30
基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減	31
基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保	33
基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化	35
基本施策7 心と体の健康の増進	37
基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備	39
計画の目標指標	41
第3部 計画の達成状況の点検と評価	43
1 基本姿勢	
2 推進体制	
3 点検と評価	

資料 45

1 県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込」と「確保方策」	47
(1) 総括表	48
(2) 児童数	50
(3) 教育・保育の需給状況	51
(4) 地域子ども・子育て支援事業の需給状況	55
2 秋田県子ども・子育て支援条例	66
3 子育て支援についての取組の経緯	71
4 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会委員名簿	72
5 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会の開催概要	73

第 1 部

総 論

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間にわたり秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）により様々な取組を進めてきました。

その間、平成18年には、県の子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定したほか、平成22年度には少子化対策本部を設置するなど総合的な政策を推進してきました。

このような状況の中で、平成24年には税と社会保障の一体改革の一環として、全ての子どもとその保護者を支援する子ども・子育て支援3法が成立し、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が本格施行されることとなりました。

本県としても、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、秋田県次世代育成支援行動計画（後期計画）を見直し、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」を策定しました。

2 計画の性格

「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」は子ども・子育て支援に関する次の法律及び条例に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づき秋田県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づき秋田県が策定する「地域行動計画」
- ・ 秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本計画」

なお、この計画は「母子保健計画」も包含しています。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定しました。

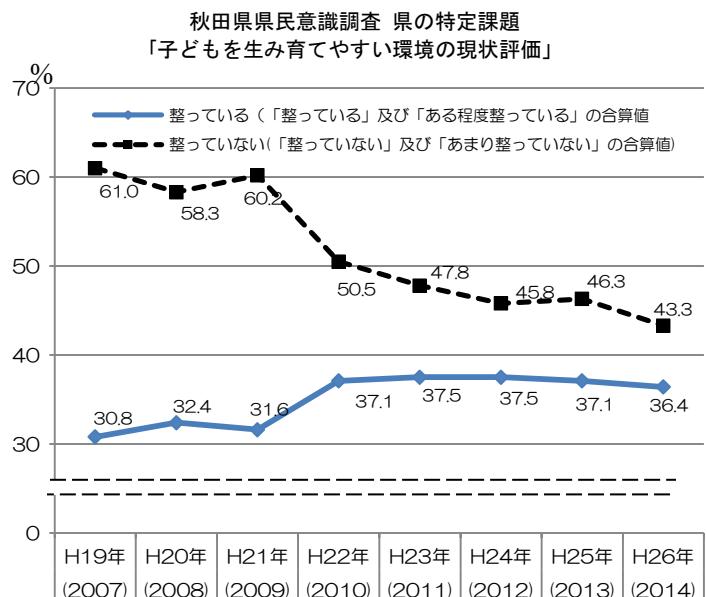
4 すこやかあきた夢っ子プランを振り返って

次世代育成支援のための各種施策を重点的に展開するため平成21年度に策定した、秋田県次世代育成支援行動計画（後期計画）「すこやかあきた夢っ子プラン」では2つの政策の下に7つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。

計画の推進において、県民の意識を把握するため指標として掲げた「家庭や地域、職場において、子どもを生み育てやすい環境が整っていると思うと回答した割合」を見ると、整っていないとの回答が平成22年度以降低下傾向にありますが、整っているとの回答は横ばいであり、県民の意識においては、子育て環境の整備についてはまだ十分ではないとの結果が現れています。

県としても、これらの県民の声を受け止めるとともに、急速に進む県内の人口減少等子育てを取り巻く環境の変化や子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

なお、施策の進捗を図るために掲げた指標の主な状況は、次のとおりです。



すこやかあきた夢っ子プラン(後期計画)の主な目標指標		単位	H21年 基準値	H24年 実績値	H25年 実績値	H26年 目標値
地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村数(旧市町村単位)	市町村		57	59	59	64
子育て家庭優待サービス協賛店舗数(累計)	店		1,093	1,665	1,813	2,050
子育てサポーター養成人数(累計)	人		1,117	1,354	1,398	1,300
従業員数100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定件数	件		224	487	570	270
男性の育児休暇取得率	%		1.6	1.7	3.1	7.0
特別保育事業を実施する保育所の割合	%		100	100	100	100
放課後児童クラブの設置率(小学校区単位)	%		64.0	71.6	75.7	80.0
合計特殊出生率	-		1.29	1.37	1.35	1.38
3歳児健康診査受診率	%		95.7	96.7	97.2	97.3
母子家庭の母の就業率	%		83.1	84.8	84.9	85.0
出生数：秋田県		人	7,013	6,543	6,177	6,100
参考	合計特殊出生率	秋田県	-	1.29	1.37	1.35
	出生率	全国	-	1.37	1.41	1.43
女性人口(秋田県における20-39歳、住民基本台帳年齢別人口)		人	107,377	99,982	98,311	-

それぞれの指標は、目標の達成に向け概ね順調に推移し、平成24年度には福祉医療費（マル福）の対象を拡大し経済的支援の充実を図りましたが、出生数は平成19年以降毎年減少を続けているほか、合計特殊出生率は全国平均を下回っています。

第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の動向

(1) 総人口と将来推計

全国的な少子化の流れの中で、秋田県でも急速に人口が減少しており、昭和31年に過去最高の135万人となった秋田県の人口は、平成25年には105万人となりました。

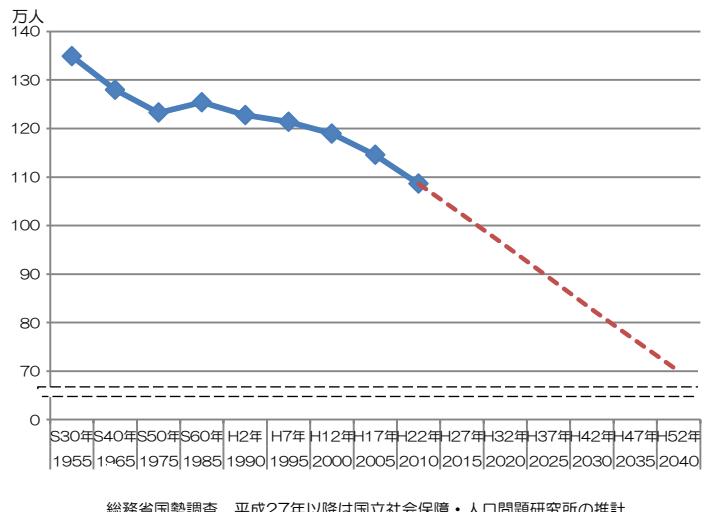
平成17年以降、毎年の人口減少数が1万人を超えており、平成18年には人口減少率が1%を超えるなど全国最大のペースで人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成52年には70万人を下回るまでに減少すると予測しています。

(2) 出生数・合計特殊出生率

秋田県の出生数は長期にわたり低下し続けており、過去20年前年を超えた年は、平成6、18年の2年のみです。平成25年の出生数は20年前の6割まで減少しています。

秋田県の合計特殊出生率は平成19年以降全国平均を下回っているなど低位で推移しており、平成25年は1.35となっています。

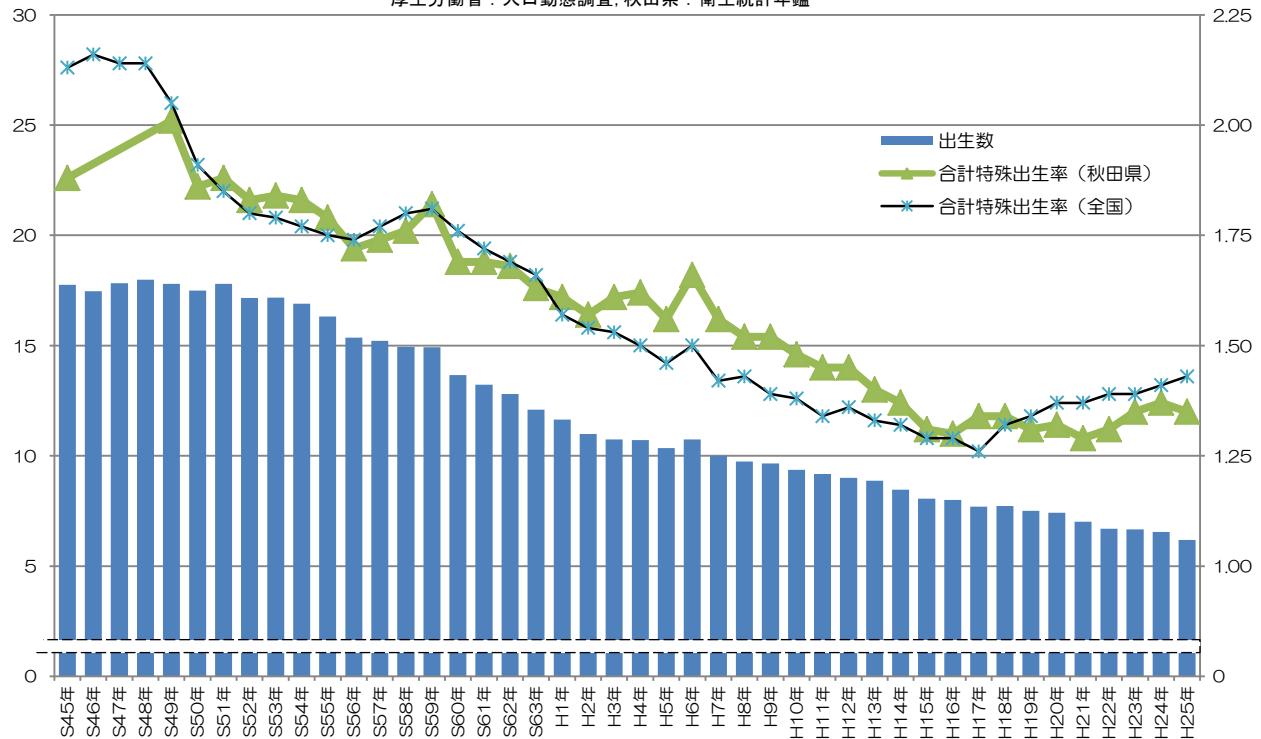
秋田県の総人口の推計と将来推計



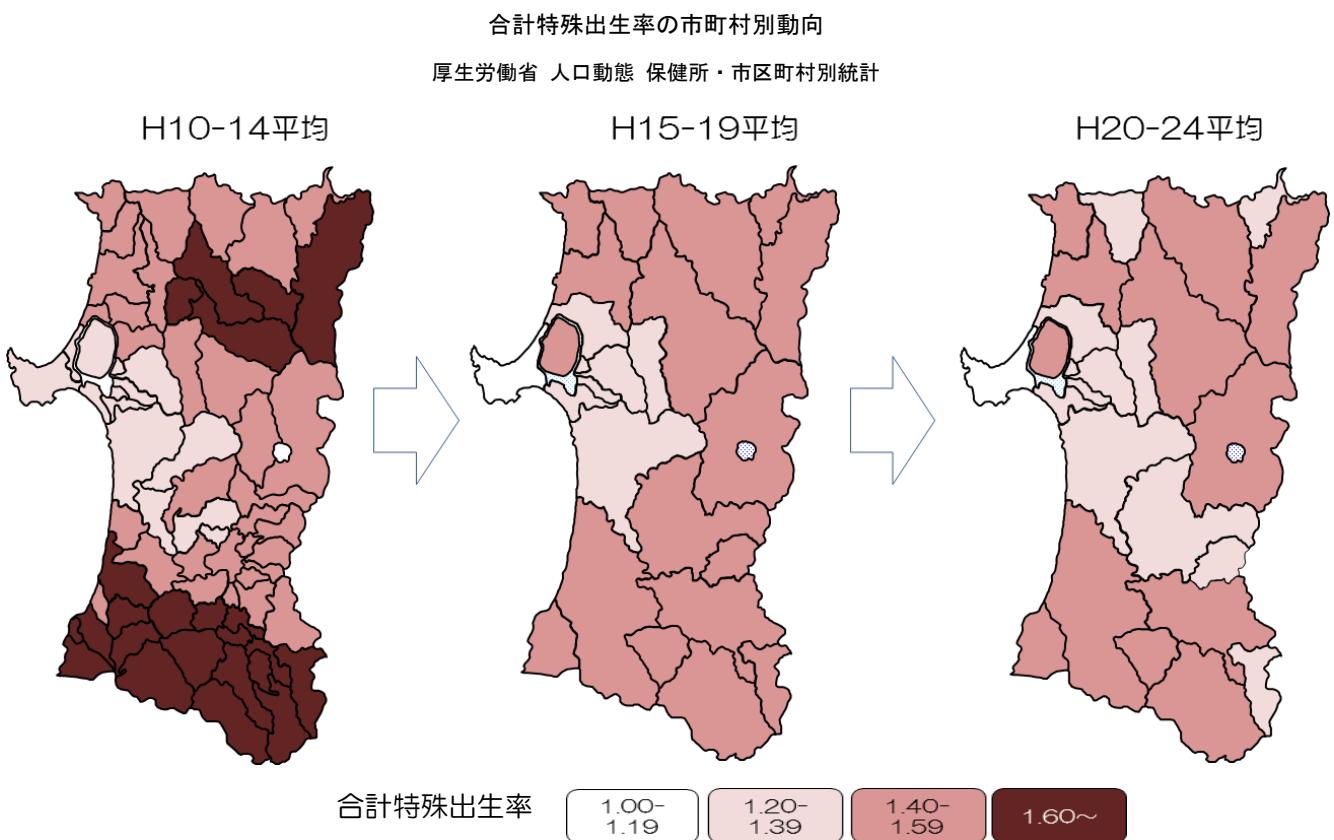
出生数：千人

年次別出生数と合計特殊出生率（秋田県、全国）
厚生労働省：人口動態調査、秋田県：衛生統計年鑑

合計特殊出生率



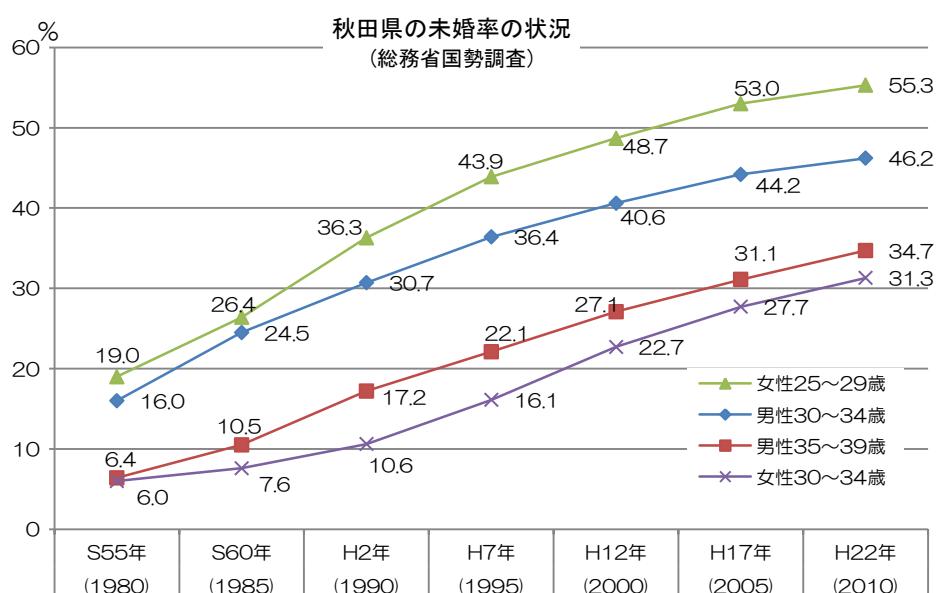
また、地域別の出生率は、鹿角市をはじめとする県北部、由利本荘市や横手市など県南部では出生率が1.4~1.5と全国平均を上回る市町村が多い一方、秋田市や男鹿南秋地域では1.1~1.2と低い傾向にあります。



(3) 未婚率の上昇

秋田県の未婚率は男女ともに上昇傾向にあります。

平成22年度では35歳~39歳の男性が未婚である割合は34.7%、30~34歳の女性は31.3%となっています。



(4) 理想の子どもの数と現実の子どもの数

子どもの保護者へのアンケート結果では、理想とする子どもの数は「3人」との回答が最多で5割を超えるが、実際にもうけようとする子どもの数は「2人」との回答が最多です。

こうしたギャップが生じる理由としては「子どもを育てるのにお金がかかる」との回答が最も多く、特に20代の回答割合は76%ですが、年齢が高くなるにつれその割合は低下し、40代では61%になっています。

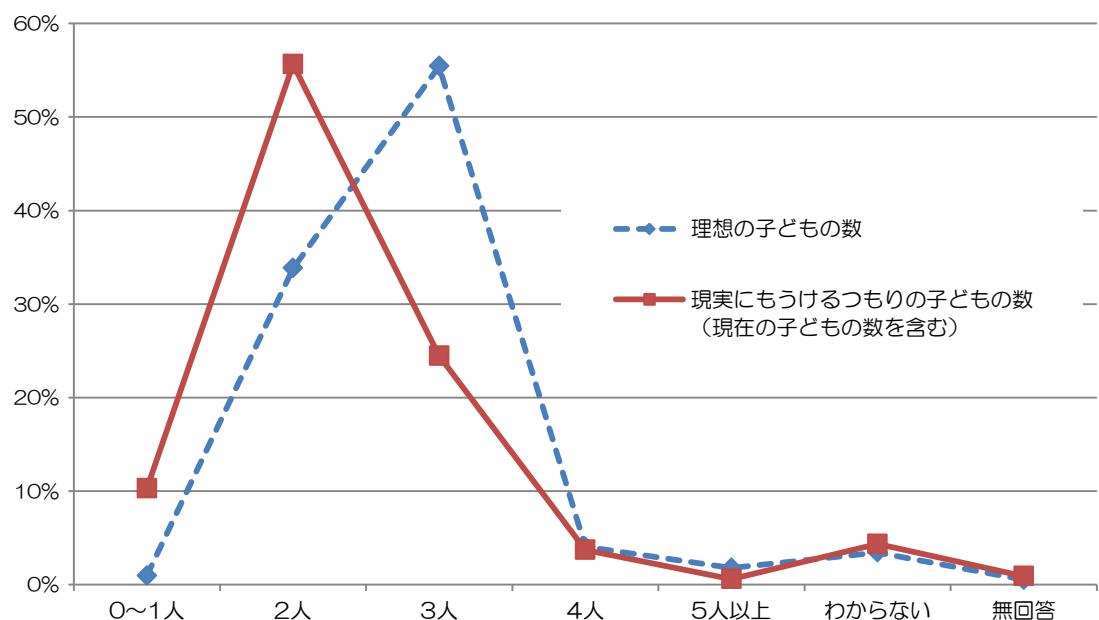
2番目の理由は「年齢的な理由で不安が大きい」で、40代の44%は高齢の出産・子育てに不安を感じています。

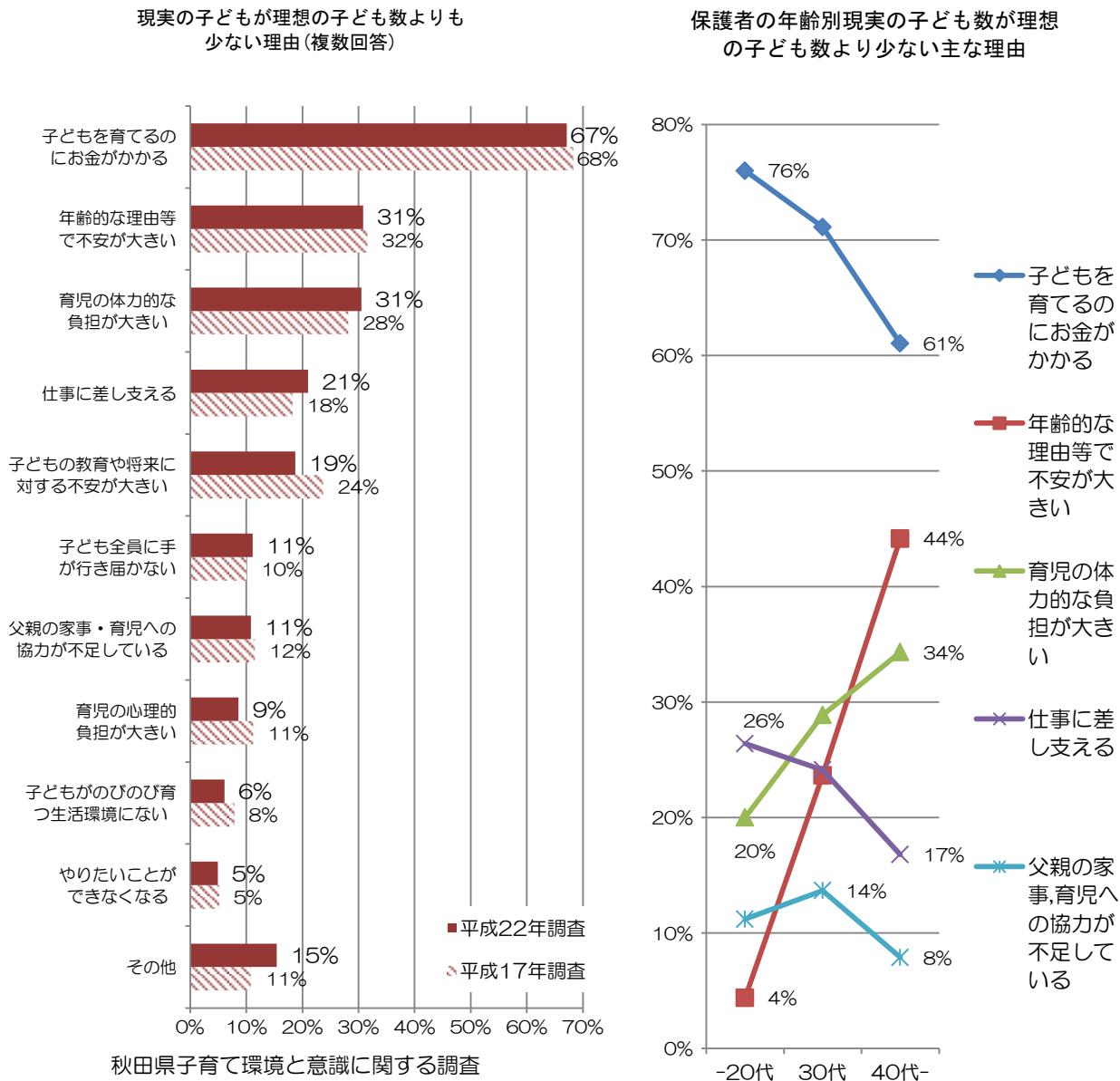
3番目の理由は「育児の体力的な負担が大きい」で、20代の20%に対して40代は34%と年齢の上昇とともに負担感が高まっています。

4番目の理由は「仕事に差し支える」で、20~30歳代の回答率は2割台半ばですが、40代は17%と低下しており、仕事上の立場の変化や子どもの成長度合いが影響していると推測されます。

なお「父親の家事・育児への協力が不足している」ことを理由とする回答は30代で14%と最も多く、40代では8%まで低下しています。

理想の子どもの数と現実の子どもの数
(平成22年秋田県子育て環境と意識に関する調査)





2 子育てをめぐる状況

(1) 子育てに関する悩みや不安

子育て中の母親に子育てに関する悩みや不安について聞いたところ、「かなりある」「少しある」と回答した方は85%となっています（平成22年秋田県子育て環境と意識に関する調査）。

子育ての不安や悩みの内容を見ると、上位5位までの傾向としては「出産費用、養育費、教育費などにお金がかかる」が最も多くなっているほか、2位、4位、5位に子どもの育ちにかかる悩みや不安が見られます。

※各選択肢において見られる傾向

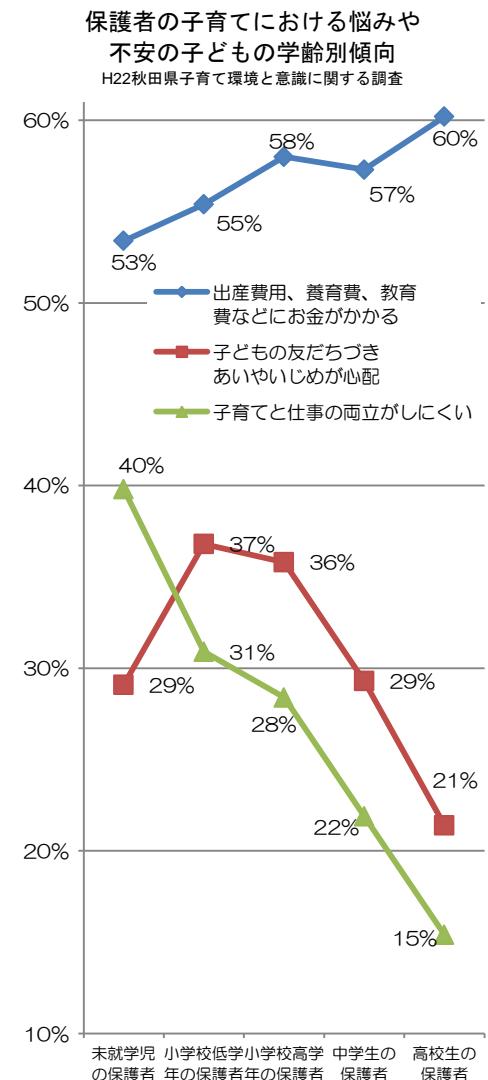
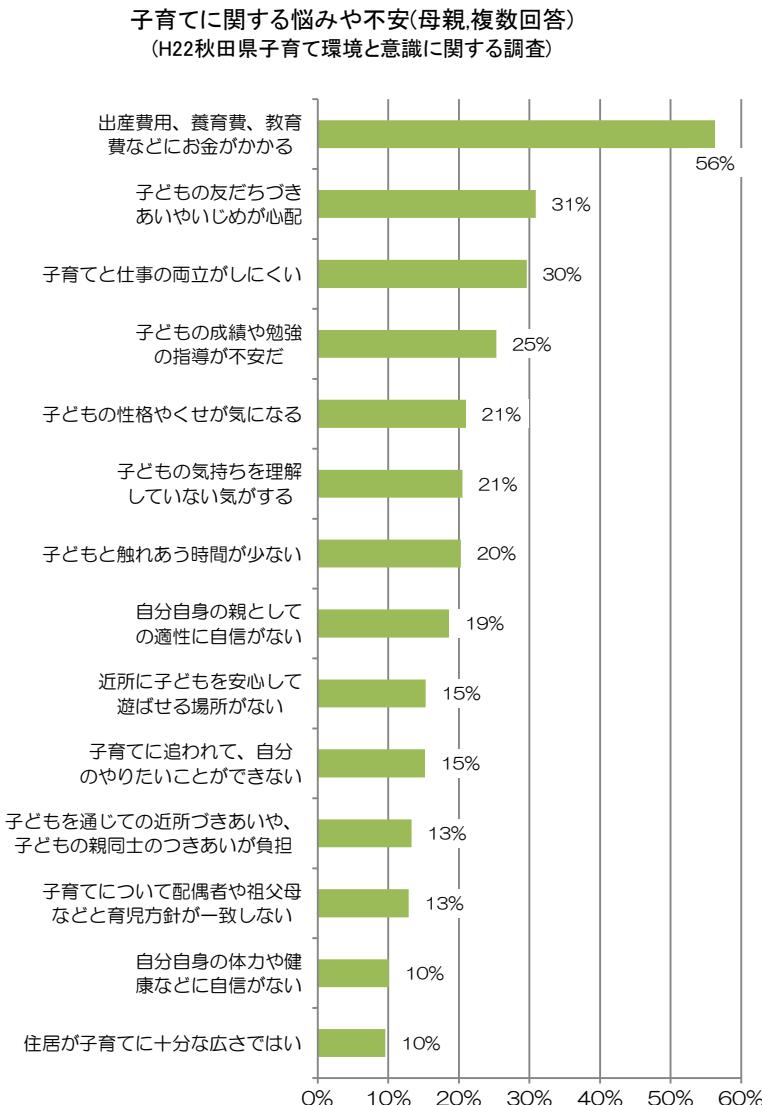
第1位) 出産費用、養育費、教育費などにお金がかかる

回答率が最も高い層は高校生の保護者で60%、最も低い層は未就学児の保護者で53%です。

第2位) 子どもの友達づきあいやいじめが心配

回答率が最も高い層は小学校低学年の保護者で37%、最も低い層は高校生の保護者で21%です。
 第3位) 子育てと仕事の両立がしにくい

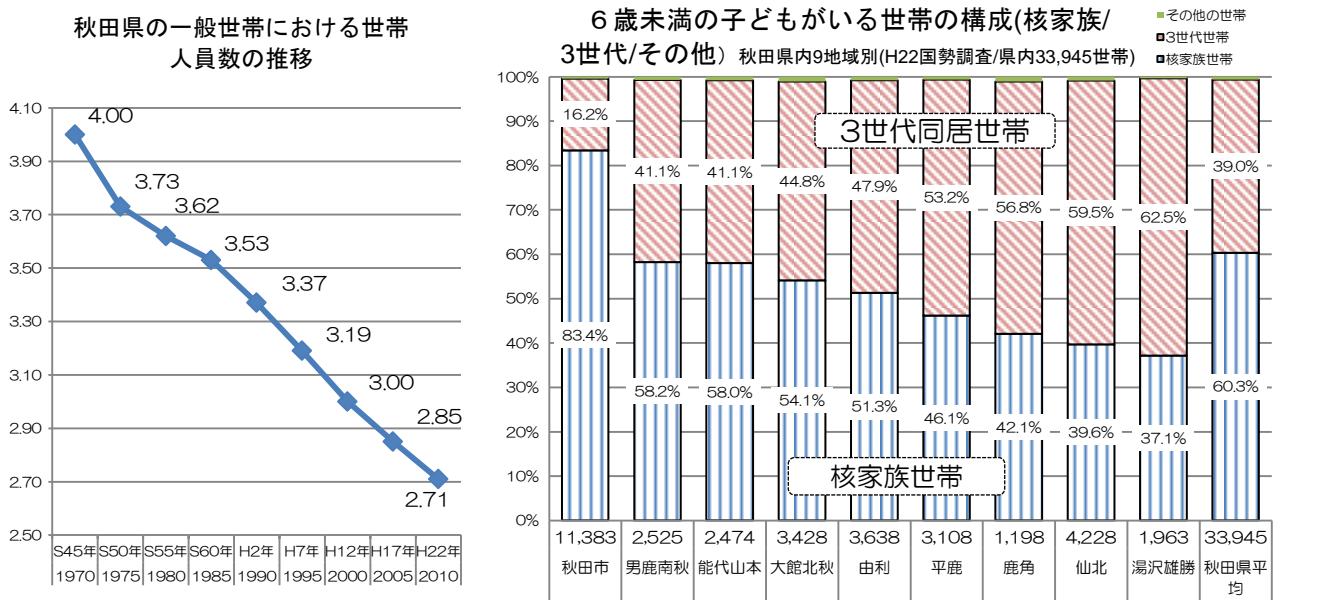
回答率が最も高い層は未就学児の保護者で40%、最も低い層は高校生の保護者で15%です。



(2) 核家族化の進行

本県でも核家族化が進行しており、家族の人数が減少しています。世帯人員の減少は家庭で協力できる人数の減少となり、子育ての負担感が大きくなっている要因の一つと考えられます。

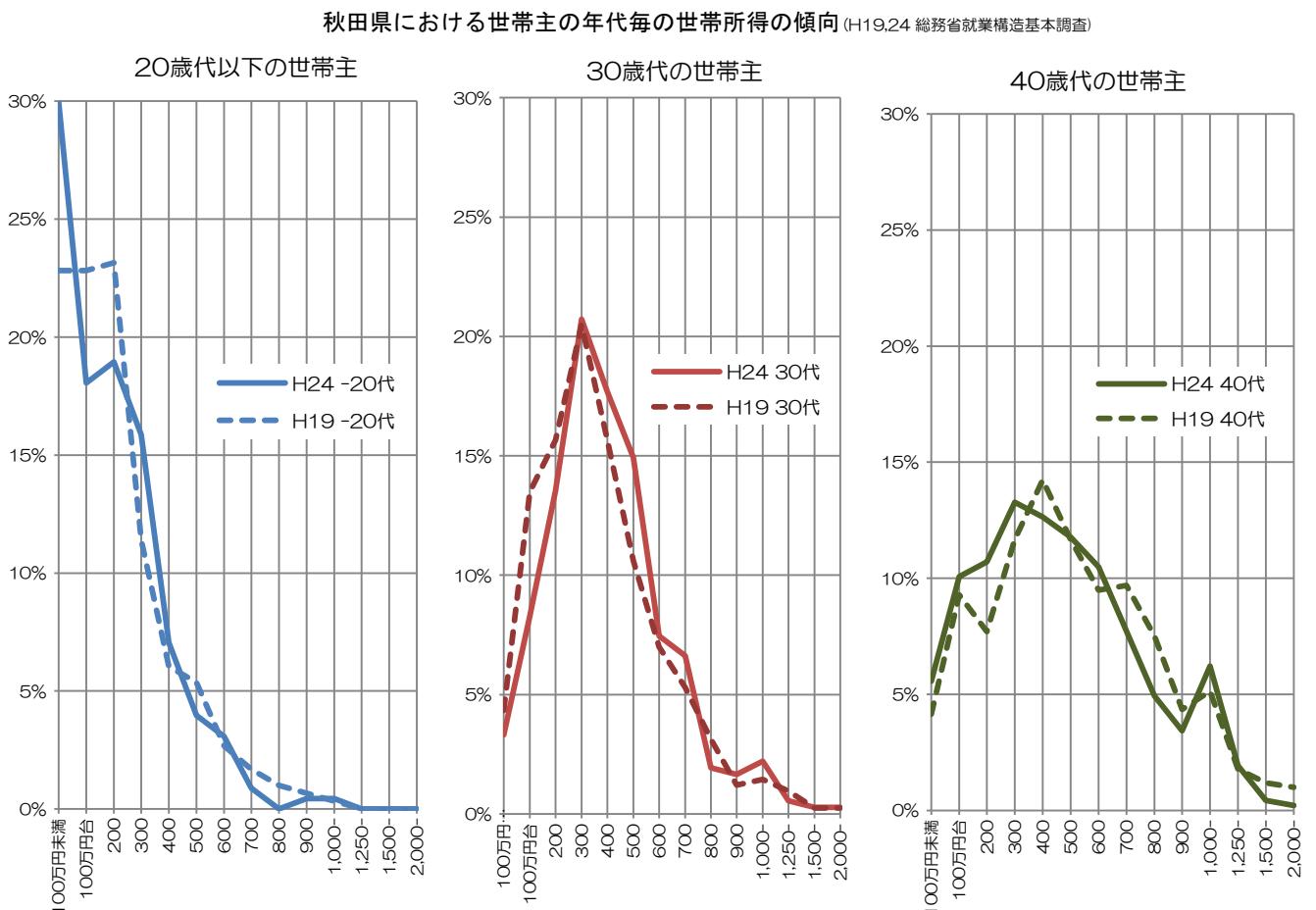
全県平均では6歳未満の子どもを持つ家庭の6割が核家族ですが、地域別では秋田市で核家族が8割以上と多数を占める一方、男鹿南秋、由利、能代山本、大館北秋の各地域の核家族は5割台、鹿角や県南地域の核家族は5割未満で3世代同居が多いなど、地域によってばらつきがあります。



(3) 子育て家庭の経済状況

子育てを主に担う50歳未満の世帯の所得について、平成19年と平成24年を比較すると、世帯主が30歳未満や40代の世帯は、高所得階層が縮小し、低所得階層が増加しています。

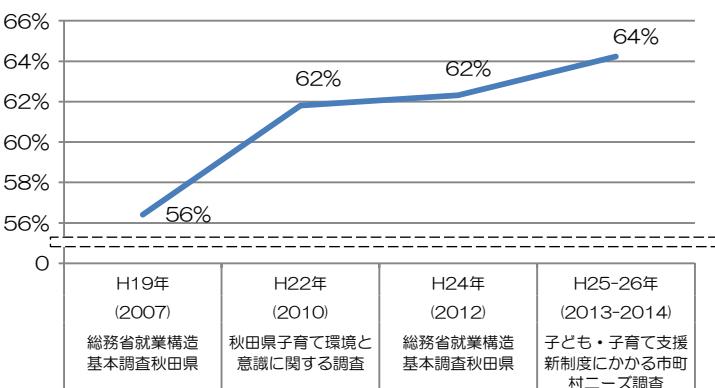
一方、30代は階層ピークが300万円台であることは変わりませんが、低所得階層が縮小し、400万円から500万円台の所得階層が増加しています。



(4) 共働き家庭の増加

子育て家庭の共働きは全国的に増加しており、本県でも同様の傾向を示しています。なお、女性の有業率の全国平均は、平成24年度で52%※であり、本県の女性の就業率は、全国平均を大きく上回っています。※平成24年総務省就業構造基本調査「25~44歳育児をしている女性の有業率」

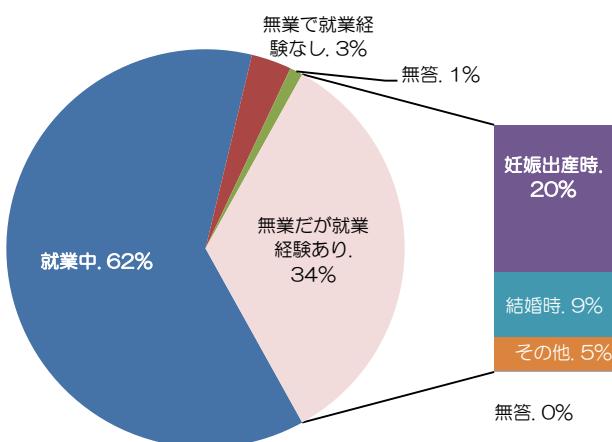
秋田県 未就学児がいる子育て家庭の共働き率



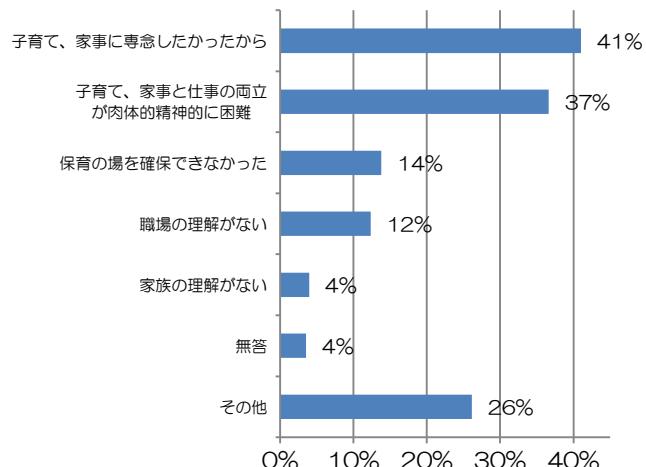
(5) 出産を契機とする退職と再就職

出産を機に仕事を辞めた方は2割程度おり、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。理由は子育て家事に専念したい方が4割、子育てや家事と仕事の両立は肉体的・精神的に困難という意見も4割近くあります。

母親の就業状況と仕事を辞めた時期
(未就学児の母 H22子育て環境と意識に関する調査)



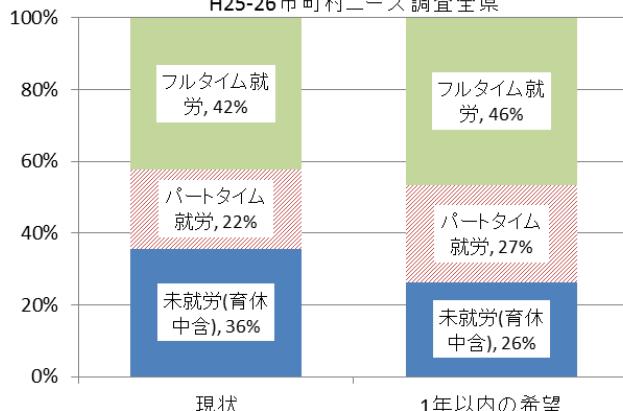
過去に就労経験のある無業の母親が仕事を辞めた理由(未就学児の母H22子育て環境と意識に関する調査)



しかし、平成25年秋から26年春に実施した市町村ニーズ調査では、未就学児を持つ未就労の保護者のうち10%、同じく小学生を持つ保護者では6%が1年内に就業したいとの調査結果となりました。希望就業先はフルタイムとパートタイムで半々程度となっています。

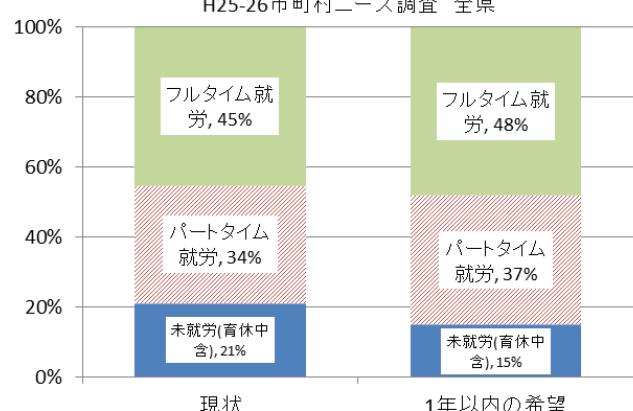
母親の就労動向:未就学児

H25-26市町村ニーズ調査全県



母親の就労動向:小学生

H25-26市町村ニーズ調査 全県



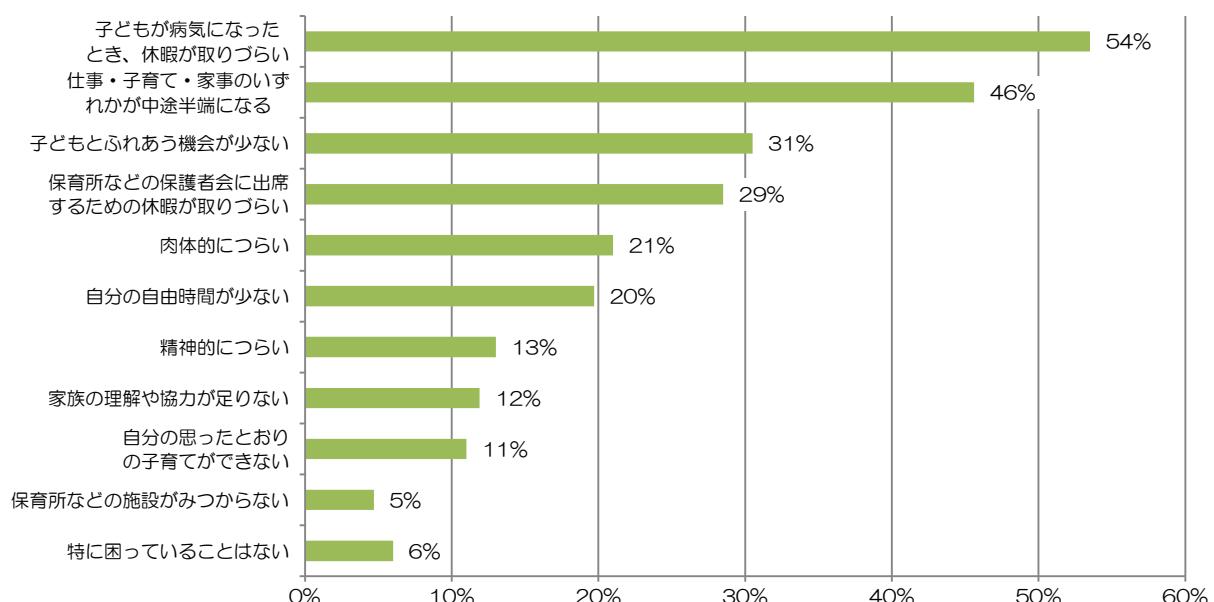
(6) 子育てと仕事の両立

母親が、子育てと仕事の両立に関して困っている内容を見ると、最も多いものは「子どもが病気になったとき休暇が取りづらい」ことです。次いで「仕事・子育て・家事のいずれかが中途半端になる」「子どもとふれあう機会が少ない」と続いており、子育ての時間の確保が難しいことが見てとれます。

また、「肉体的につらい」と「精神的につらい」を合わせると34%となり、子育てと仕事の両立が心身への負担となっていることがうかがわれます。

なお、保育所等の施設が見つからないことで困っている方は5%未満となっています。

仕事を持つ母親が子育てと仕事の両立で困っていること(複数回答)
H22秋田県子育て環境と意識に関する調査

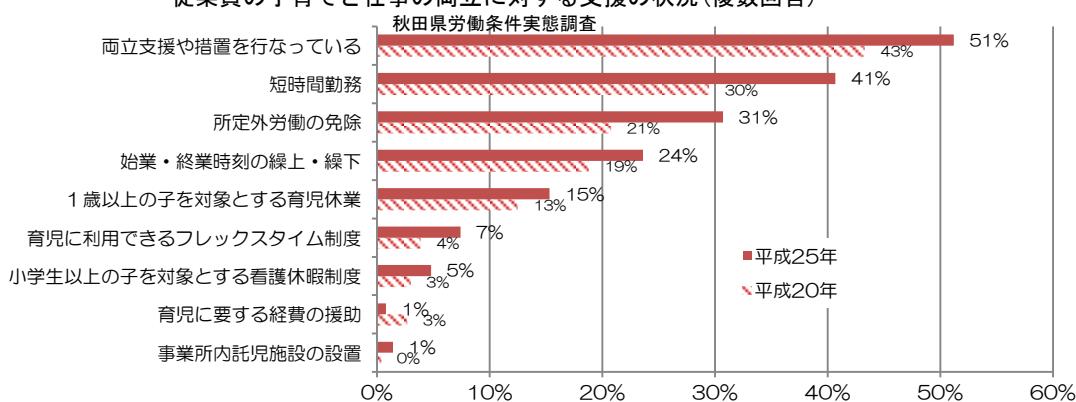


(7) 企業における子育てと仕事の両立支援制度の状況

事業所における両立支援制度の整備や支援実績の状況について、平成20年と25年の調査で比較すると「行っている」とする事業者が増加しています。

内容は「短時間勤務」「所定外労働の免除」「始業・終業時刻の繰上・繰下」など勤務時間の調整に関する制度・措置に関する支援が高い割合を占めています。

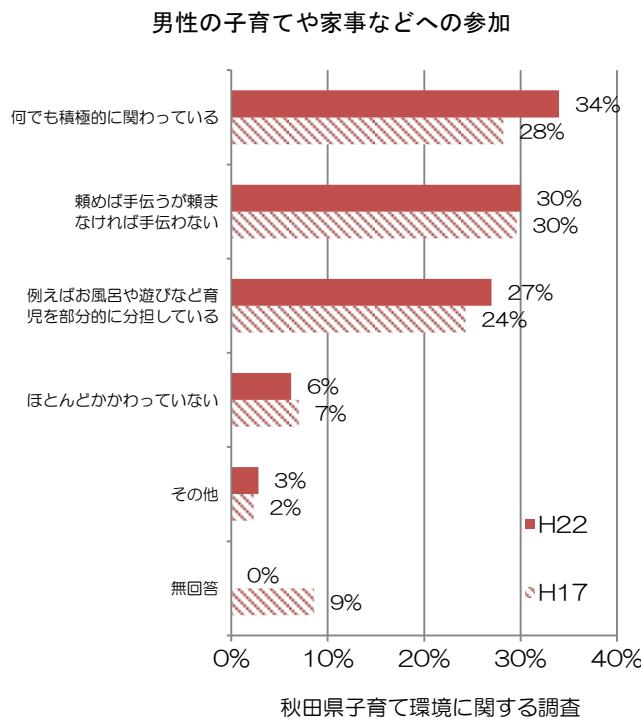
従業員の子育てと仕事の両立に対する支援の状況(複数回答)



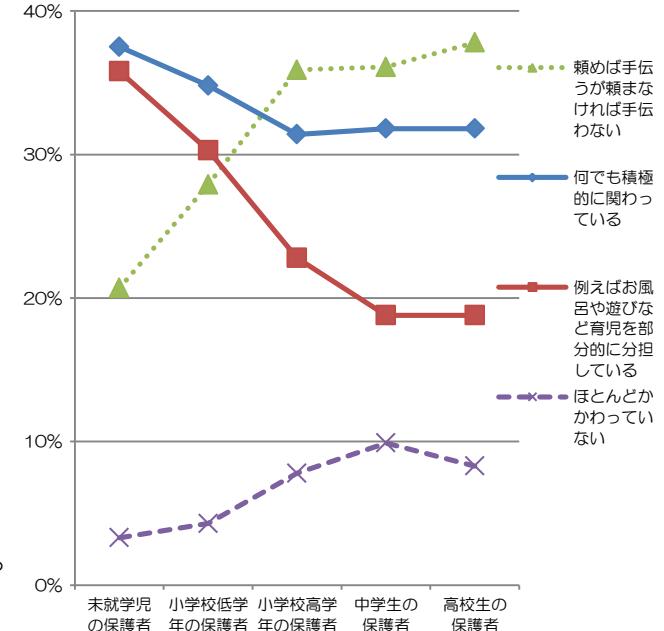
(8) 男性の子育てや育児などへの参加

家庭での男性の協力状況は「積極的に関わっている」の率は少しづつ上昇していますが、「頼まなければ手伝わない」の率は横ばいとなっています。

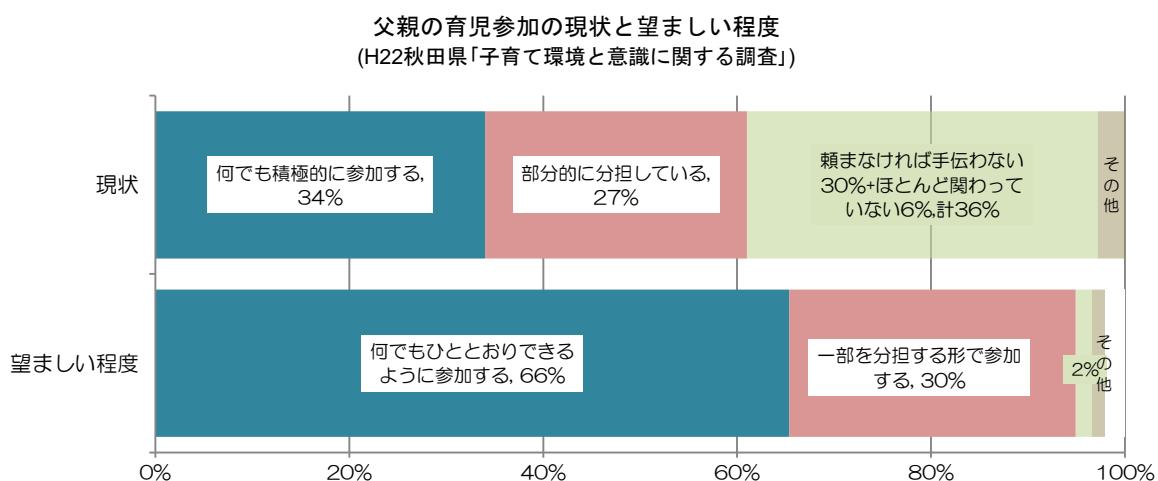
学齢別にみると、参加に積極的な男性は未就学児の保護者で38%と最も高く、学齢が上がるに従い低くなるほか、頼まなければ手伝わない父親は未就学児の保護者で2割と最も低く、学齢が上がるに従い高くなっています。



男性の子育てや家事などへの参加
(学齢別内訳)H22子育て環境と意識に関する調査



なお、母親が父親に希望する育児参加の程度は、「何でもひととおりできるように参加する」が66%、「一部を分担する形で参加する」が30%、合わせて96%となっており、父親は現状より更に積極的な育児参加が求められています。



3 子どもの育ちをめぐる状況

(1) 就学前の子どもの状況

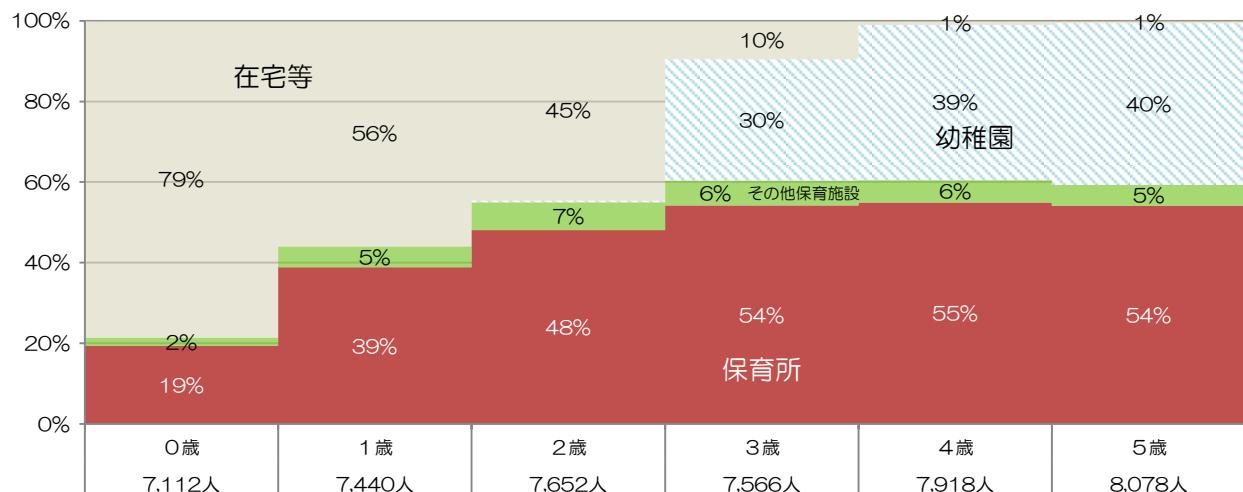
平成26年度の状況を年齢別でみると、幼稚園や保育所等に在籍する児童数は0歳では25%ですが、3歳を境に急激に増加し、5歳では99%とほぼ全入となっています。

平成21年度と比較すると、0~2歳でも保育所等の在籍率が増加しており、平成21年度には44%だった1歳児の保育所等在籍率は、平成26年度で58%に増加しています。

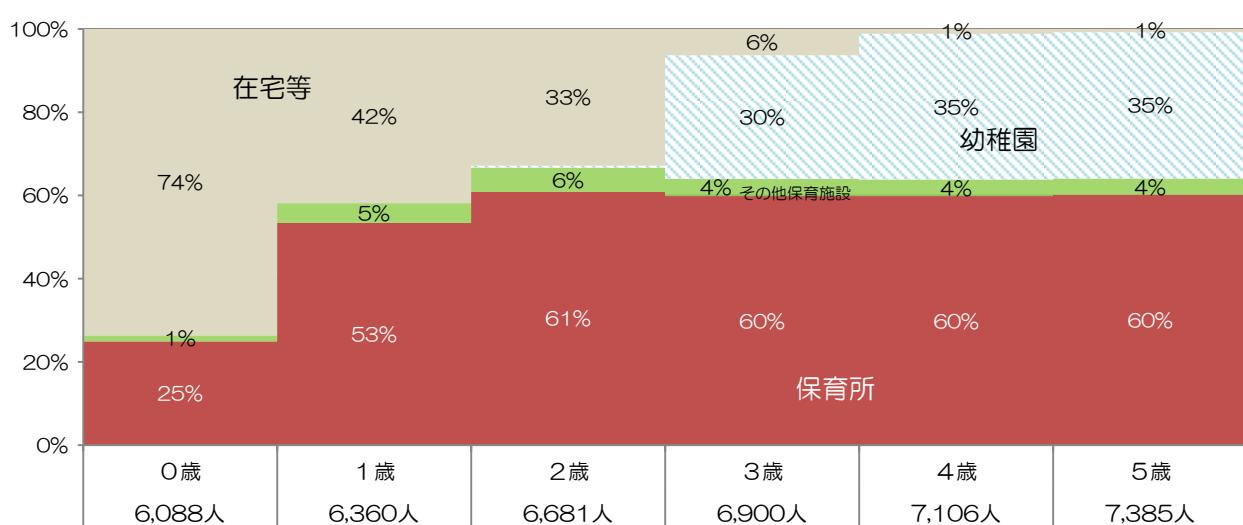
幼稚園と保育所等の構成をみると、5歳児では、平成21年度に59%だった保育所等在籍率は、平成26年度には64%に増加している一方、幼稚園の在籍率は平成21年度に40%でしたが、平成26年度は35%に減少しています。

なお、子ども人口が減少を続いていることから、保育所、幼稚園とも在籍実数は減少しています。

◆平成21年度(未就学児 45,766人)



◆平成26年度(未就学児 40,520人)

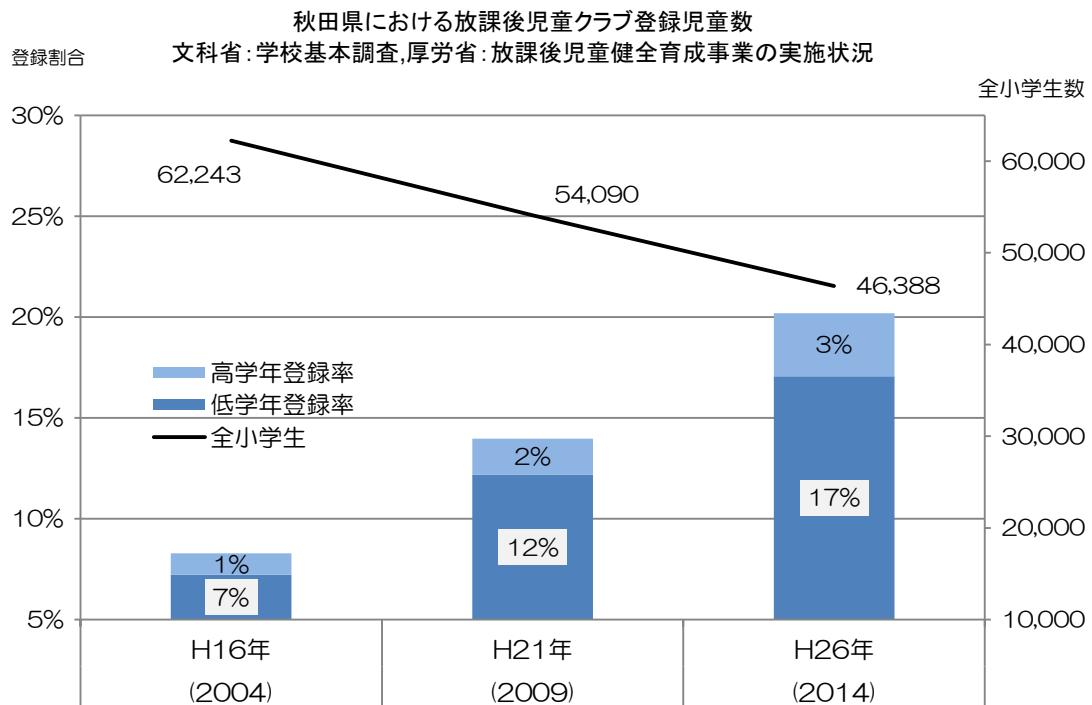


「その他保育施設」はへき地保育所、児童館、事業所内託児所、認可外保育施設の合計

(秋田県幼保推進課調べ)

(2) 就学児の放課後児童クラブの登録状況

秋田県の小学生数はこの10年で3／4に減少しましたが、放課後児童クラブ登録者は8割以上増加し、小学生全体に占める割合は平成26年度には2割を超えるなど、放課後児童クラブへのニーズが高まっています。



第3章 計画の目標と体系

1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標

人口減少への関心の高まりをはじめとする最近の子育てをめぐる社会全体の動向を踏まえ、子ども・子育て支援を進めるための計画の目標を次のとおり掲げます。

子ども・子育て支援新制度の本格実施や、地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

目標の実現に向けて2つの政策を掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

◆政策1 子ども・子育て支援の充実強化

地域の潜在需要を踏まえた幼児期の教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

◆政策2 子どもを産み・育てる環境の整備

子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てることができる環境を整備します。

3 計画の基本指標

これらの政策の実施にあたっては、子育て環境整備等の成果を把握するため、次の指標を掲げます。

「家庭や地域、職場において、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合
(秋田県県民意識調査における「子どもを産み育てやすい環境づくり」の政策に関する質問項目への回答割合)

【現状】平成26年度 36.4% → 【目標】平成31年度 45%

また、第2期ふるさとあきた元気創造プランにおいては、代表指標として、子育て環境整備等の成果を総括的に示す「出生数」、子どもを産み、子育てできる環境づくりの充実を示す「合計特殊出生率」を掲げており、その内容は次のとおりです。

代表指標	単位	H25年実績	H26年	H27年	H28年	H29年
出生数	人	6,177	6,100	6,100	6,100	6,100
合計特殊出生率	-	1.35	1.39	1.41	1.43	1.45

4 計画の全体構成

この計画の全体構成は、次のとおりです。

◎目標

子ども・子育て支援新制度の本格実施や、地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

◆政策1 子ども・子育て支援の充実強化

地域の潜在需要を踏まえた幼児期の教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

◆政策2 子どもを産み・育てる環境の整備

子育て家庭への経済的支援や次の親代に対する支援の強化等、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い安心して子どもを産み・育てることができる環境を整備します。

◎基本施策※

- 1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供
- 2 地域の子育てサポート体制の整備
- 3 子育てと仕事の両立の推進

- 4 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保
- 6 次の親世代に対する支援の充実強化
- 7 心と体の健康の増進
- 8 子どもが成長するための教育環境の整備

※基本施策の構成



◎計画の達成状況の点検と評価

- 1 基本姿勢
- 2 推進体制
- 3 点検と評価

5 計画の施策体系

◆政策1 子ども・子育て支援の充実強化

基本施策1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

施策1－1 教育・保育の計画的な提供

施策1－2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

施策1－3 子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質向上

施策1－4 市町村区域を超えた広域調整

施策1－5 教育・保育情報の公表

基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

施策2－1 地域子ども・子育て支援事業の支援

施策2－2 支援を要する子どもや家庭のサポート

基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

施策3－1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

◆政策2 子どもを産み・育てる環境の整備

基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策4－1 保育料や福祉医療費の支援の充実

施策4－2 安心して進学できる環境づくり

施策4－3 ゆとりある住宅確保等の支援

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

施策5－1 子育てを支援する生活環境の整備

施策5－2 子どもの安全を確保するための取組の推進

施策5－3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

施策6－1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成

施策6－2 若者の就職への支援

施策6－3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

基本施策7 心と体の健康の増進

施策7－1 子どもや母親の健康の確保

施策7－2 子どもの食育の推進

施策7－3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

施策8－1 きめ細かな教育の推進

施策8－2 豊かな心と健やかな体の育成

施策8－3 子どもを育む環境の整備

6 本計画と整合・調整等を図る他の計画

本計画は、県内25市町村が定める子ども・子育て支援事業計画と整合・調整を図るとともに、県が定める子ども・子育てに関連する他の計画との調和を保つものとしました。

◆整合・調整を図る計画

- ・県内25市町村子ども・子育て支援事業計画

◆調和を保つ他の計画

- ・秋田県教育振興基本計画
- ・秋田県障害者計画
- ・秋田県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・秋田県家庭的養護推進計画
- ・秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画

第2部

施策の内容

◆政策1◆ 子ども・子育て支援の充実強化

政策1における施策展開

政策1では、県が設定した区域毎に潜在需要を踏まえた幼児教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

基本施策 1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供では、子育ての負担感や不安、孤立感の高まりを抑制し、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供を進めます。

基本施策 2 地域の子育てサポート体制の整備では、子育て家庭の多様なニーズに対応する地域の子育て支援の様々な取組を支援します。

基本施策 3 子育てと仕事の両立の推進では、子ども・子育て支援に欠かせない子育てと仕事の両立を推進する取組を進めます。

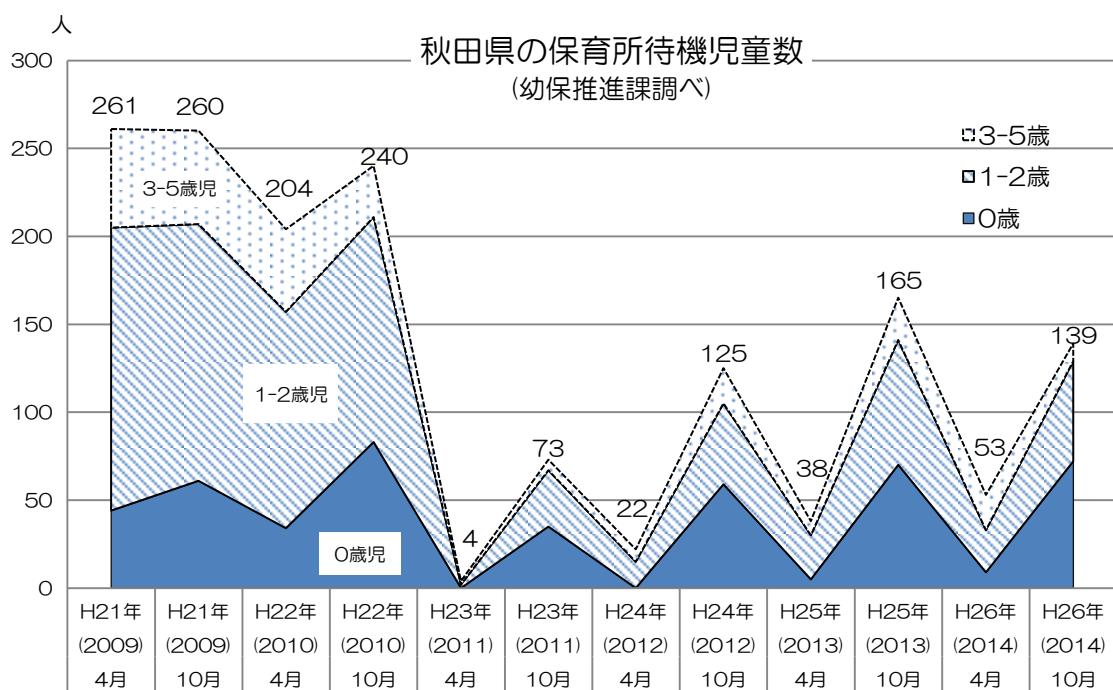
基本施策1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

■現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、厳しい状況が続く雇用環境など、子育てを取り巻く環境の変化により、子育ての負担感や不安、孤立感を抱える子育て家庭が増加しており、幼児期の教育や保育、子育てに関わる様々なサービスへのニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、まずは、基本となる教育※や保育を総合的・計画的に提供する体制の整備が不可欠です。

※基本施策1において「教育」とは、子ども・子育て支援法第7条第2項で規定された「教育」をいうものとします。



■施策の方向性

県は子ども・子育て支援法に基づき、地域のニーズを踏まえて教育・保育の提供体制を構築する市町村を支援します。

◆基本施策1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

施策1－1 教育・保育の計画的な提供

施策1－2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

施策1－3 子ども・子育て支援に携わる者の確保と資質向上

施策1－4 市町村区域を超えた広域調整

施策1－5 教育・保育情報の公表

1－1 教育・保育の計画的な提供

(1) 教育・保育の需給区域の設定

県は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定める単位となる区域を定めます。

県が定める区域（以下「県設定区域」という。）は、隣接市町村間等における広域利用等の実態及び教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえるとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本として定めます。

市町村計画においては、管内全域を教育・保育提供区域としている市町村が多く、自市町村内での量の見込みに対して供給を確保できる計画となっています。また、県内市町村は平成16年から18年にかけて行われた市町村合併により広域化が進んだ結果、教育や保育について市町村を跨いだ利用が少なくなっており、個別に市町村間での調整が可能と考えます。

そこで、県設定区域は、市町村計画を踏まえ、県内各市町村を一単位とする25区域とし、その区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とします。

(2) 教育・保育の計画的な提供

県の計画期間内における各年度の量の見込み及び確保方策については、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とし、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「指針」という。）第3の四の2に規定する区分ごとに定めるものとします。

教育・保育施設の認可、認定に係る需給調整については、指針第3の四の2の(2)の規定によることとし、必要な場合は需給調整を行います。

県設定区域毎の量の見込み及び確保方策については、県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込」と「確保方策」（47頁～）によるところとします。

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1－2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

【主な取組】

(1) 認定こども園の普及

県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、幼稚園又は保育所等から認定こども園への移行を目指す施設に対し、認定こども園サポート事業による教育・保育に関する指導・助言など、円滑な移行に必要な支援を行い、地域の事情に応じた認定こども園の普及に努めます。

なお、認定こども園の目標設置数は、平成31年度までに63園とします。

(2) 関係機関の連携推進

現在、県内の3歳以上の子どものほとんどが幼稚園又は保育所等を利用して教育や保育を受けていますが、小学校就学前は、生涯にわたる人格形成や生活習慣等の基礎を培う時期であり、子どもの居場所がどこであっても質の高い教育・保育が提供され、そして確保されていくことが必要です。

乳幼児期の発達は連續性を有するものであり、就学前の子どもの育ちを円滑につないでいくため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との交流・連携を推進するほか、教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携を支援します。

(3) 質の向上

すべての幼稚園及び保育所等において、等しく教育・保育の充実を図り、より高い教育・保育の提供に資するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修を開催します。

○担当課 幼保推進課

1－3 子ども・子育て支援に携わる人材の確保と資質向上

【主な取組】

県は、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や資質の向上に努めます。

なお、教育・保育に関しては、幼稚園教諭と保育士を合わせて年平均2千人を超える研修実績がありますが、引き続き、資質の向上のための各種研修を実施し、県内の教育・保育従事者の5割程度の受講を維持するよう努めます。

(1) 保育教諭

幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するための特例制度を活用し、保育教諭の確保に努めます。

(2) 幼稚園教諭

現在提供している教育の質が確保できるよう、幼稚園教諭の確保に努めます。

(3) 保育士

潜在保育士の掘り起こしや、働く環境の改善を促し、保育士の確保に努めます。

(4) 放課後児童支援員

放課後における児童健全育成の充実を図るために、放課後児童支援員の養成を図ります。

(5) 子育て支援員

小規模保育やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の取組をサポートするため、子育て支援員の養成を図ります。

(6) 子育て支援活動団体

地域の子育てサポート体制の充実を図るため、子育て支援グループや育児サークルなど子育て支援活動団体の育成を図ります。

区分	H26 実績	教育・保育従事者等の確保計画（合計人数）				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育教諭	/	519	535	540	533	531
幼稚園教諭	605	310	290	291	291	291
保育士	4,242	3,686	3,730	3,765	3,697	3,681
(小計)	4,847	4,515	4,555	4,596	4,521	4,503
放課後児童支援員	-	300	600	700	800	900

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1－4 市町村区域を超えた広域調整

【主な取組】

県は、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる場合であって、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じて、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときの県と市町村との協議の手続きについては、別途定めます。

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1－5 教育・保育情報の公表

【主な取組】

県は、教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、教育・保育情報の公表に努めます。

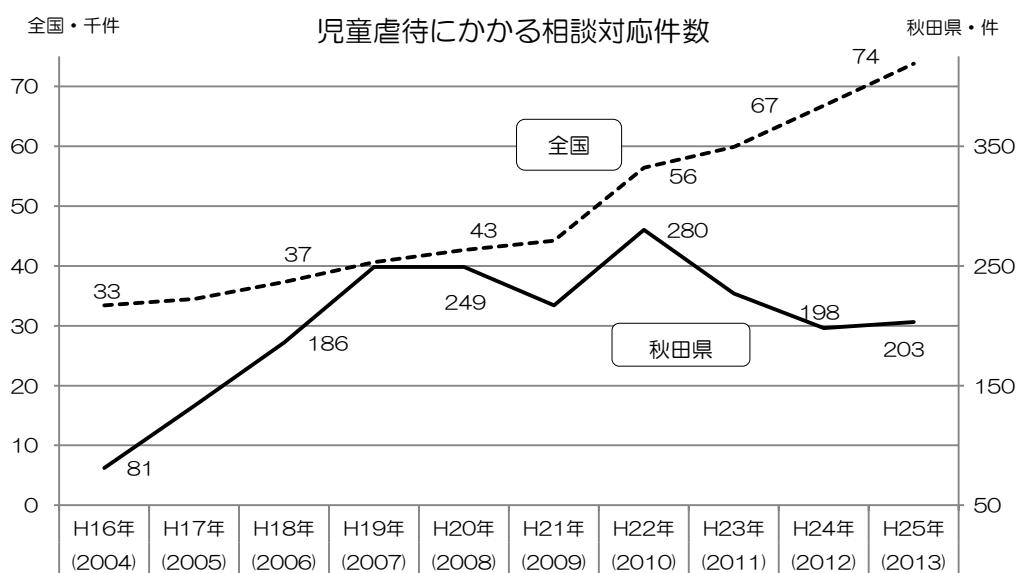
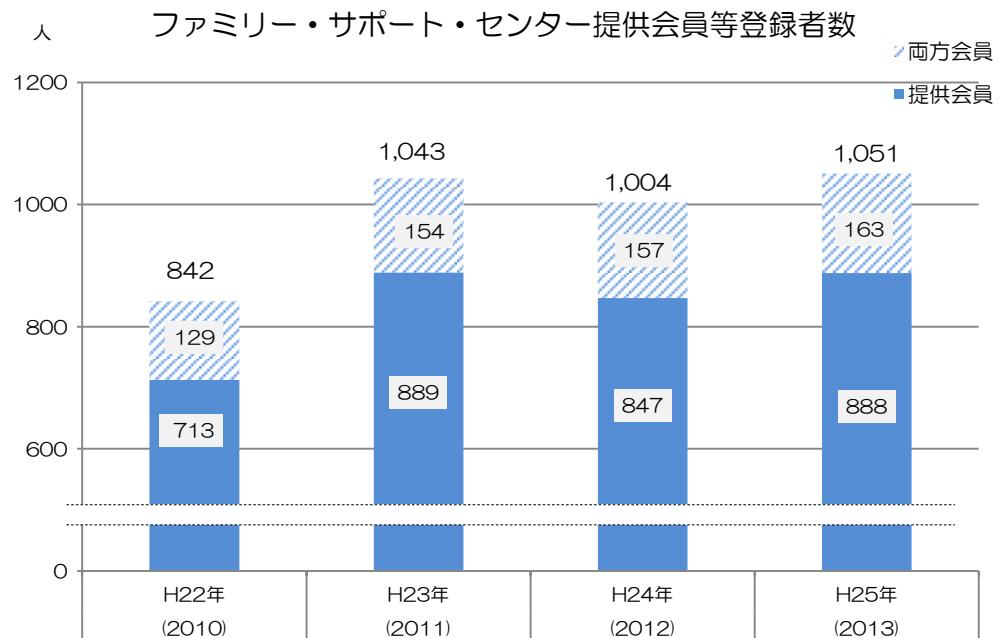
○担当課 幼保推進課

基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

■現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、厳しい社会経済状況などにより、家庭の養育力や地域の子育てサポート力の低下が指摘されています。

このため、社会全体で子育てを支えていく取組を進め、地域の子育て力を高める必要があります。



■施策の方向性

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点の整備・運営や一時預かりなど地域における子どもや子育てに関わる様々な取組を支援します。
また、児童虐待やDVの防止対策を進めるほか、障害のある子どもやひとり親家庭など支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

◆基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援

施策2-2 支援を要する子どもや家庭のサポート

2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援

市町村による地域子ども・子育て支援事業の実施を支援し、子育て支援の充実を図ります。
なお、市町村が実施する事業の概要は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

地域の子育て家庭が適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、子どもやその保護者の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供したり、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発など地域の連携を進めます。

(2) 時間外保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を行います。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

実施にあたっては、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、福祉部局と教育委員会との連携を図るなど、市町村による「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を支援します。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います（短期入所生活援助事業）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(7) 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

② ①以外の一時預かり

(10) 病児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時に保育等を行うほか、ファミリー・サポート・センターでは専門の研修を受けた協力会員が一時に保育等を行います。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(12) 妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営の促進を図ります。

○担当課 子育て支援課、健康推進課、幼保推進課

2-2 支援を要する子どもや家庭のサポート

児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「DV」という）の防止対策を推進するとともに、障害のある子どもの支援やひとり親の自立支援を進めるほか、子どもの権利を擁護する体制の強化を図るため、次の取組を行います。

（1）児童虐待やDVの防止

子どもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や、重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

【主な取組】

- ・関係機関の連携や研修等、児童虐待やDVの防止や早期発見、早期解決のための各種取組の実施
- ・市町村広報や街頭キャンペーンを活用した児童虐待及びDV防止の啓発

○担当課 子育て支援課

（2）障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもやその家庭に向けた療育支援体制の充実を図り、適切な教育や医療費助成を行うほか、一時的な保護等の支援を行います。

【主な取組】

- ・障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化
- ・特別支援教育セミナーによる実践的研修の実施

○担当課 障害福祉課、健康推進課、特別支援教育課

（3）ひとり親家庭の自立支援の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう子育て・生活支援策の充実を図るとともに、安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業支援を推進します。

【主な取組】

- ・子育て・生活支援のための相談体制の充実
- ・ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援の推進

○担当課 子育て支援課

（4）社会的養護体制の充実と子どもの権利擁護の強化

虐待を受けた子ども等、保護者の適切な養育を受けられない子が地域で健やかに暮らし、社会に参加していくようにするために、可能な限り家庭的な環境のもとで愛着関係を形成しつつ養護されることが重要であることから、里親制度の推進を図るとともに、社会的養護を担う児童福祉施設の運営の充実や整備についても引き続き支援します。

また、子どもの成長に応じて意見を尊重され、健全に自立していくことができるよう、子どもの権利擁護委員会の開催により、子どもの権利擁護の強化を図ります。

【主な取組】

- ・里親制度の普及・啓発
- ・子どもの権利擁護委員会の開催等による子どもの権利に関する啓発や権利侵害の救済

○担当課 子育て支援課

基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

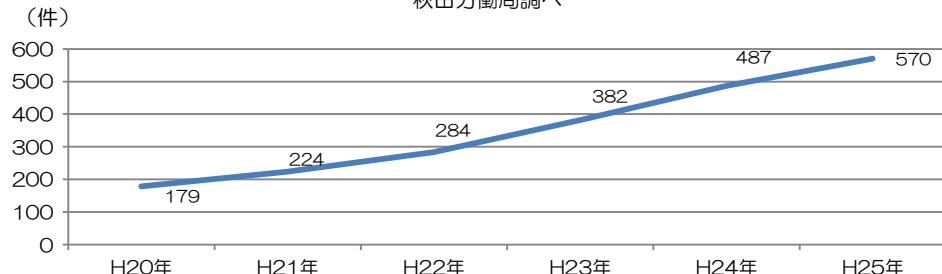
■現状と課題

子ども・子育て支援のためには、仕事と育児・家庭を十分に両立させていくことができる環境づくりに向けた企業等の取組を推進する必要があります。

また、男女が共に家庭や地域社会における責任を果たしながら働き続けることができるよう、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践的取組を促進する必要があります。

一般事業主行動計画策定件数(従業員100人以下の事業所等)

秋田労働局調べ



■施策の方向性

仕事と育児・家庭の両立支援に対する企業等の理解と関心が高まるようきめ細やかな働きかけを行うほか、両立支援に積極的に取り組む企業へのサポートを強化します。また、男性の育児参加を促進するため、育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めます。

◆基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

施策3－1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

3－1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

商工団体等との連携や個別訪問などにより、企業経営者や管理者、従業員に対し、きめ細かな働きかけを行うとともに、両立支援に積極的に取り組む企業へのアドバイザー派遣などによるサポートを強化するほか、積極的な取組事例の広報に努めます。

また、男性の育児参加促進に向けて、意識啓発に向けた普及啓発等を推進します。

【主な取組】

- ・商工団体等との連携による企業への働きかけ
- ・アドバイザーの派遣等による一般事業主行動計画の策定支援
- ・男性従業員が育児のための休暇等を取得しやすい職場環境づくりの支援

○担当課 人口問題対策課、男女共同参画課

◆政策2◆ 子どもを産み・育てる環境の整備

政策2における施策展開

政策2では、子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てることができる環境を整備します。

基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減では、子育て家庭は保育料や医療費など子育てに係る経済的負担が大きいことから、その負担の軽減を図ります。

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保では、生活環境の整備や子どもの安全対策、犯罪被害からの安全確保対策を進めることにより、子育て支援を図ります。

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化では、結婚や出産、若者の就業支援など次の親世代が家庭をかたち作るための支援の充実強化を図ります。

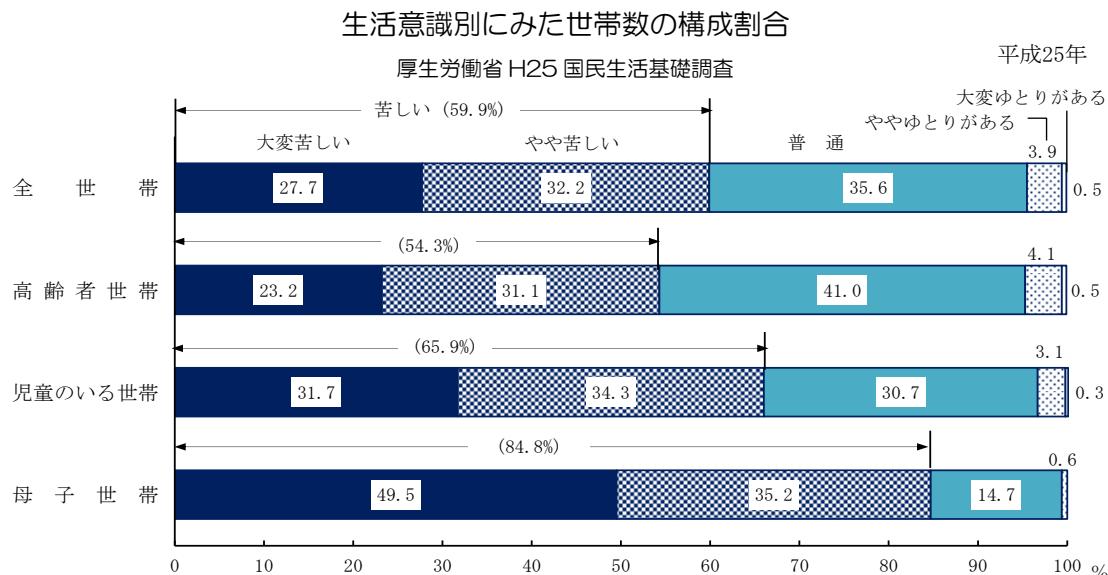
基本施策7 心と体の健康の増進では、子どもが健やかに産まれ育つために、母子等や若者の心と体の健康の増進を図ります。

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備では、家庭や地域等との連携を図りながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を確実に育みます。

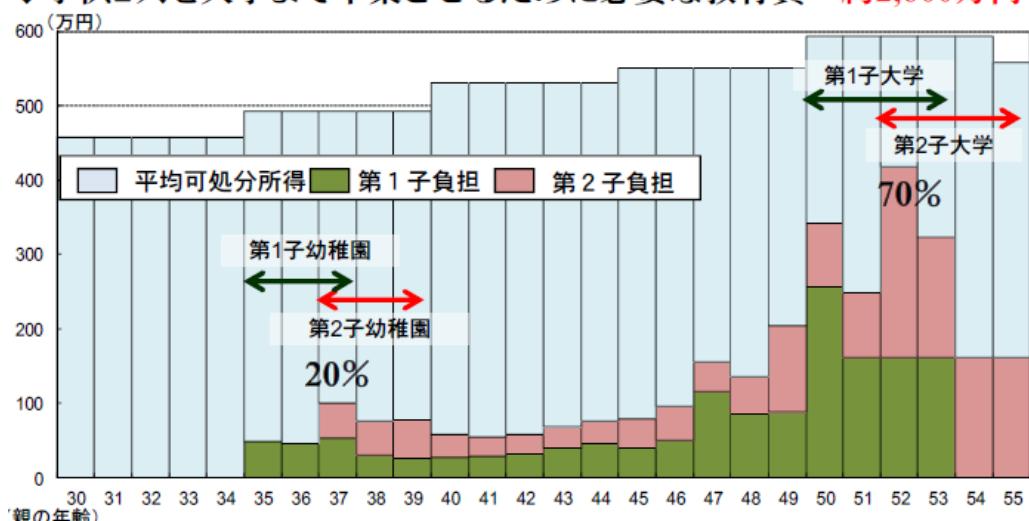
基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

■現状と課題

子育て家庭は保育料や医療費、学費など子育てにかかる経済的負担が大きいことから、子育てしやすい環境の向上に向けて、その負担を軽減をする必要があります。



◆子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費 約2,600万円



（首相官邸 H26.9.17教育再生会議配付資料「今後の検討課題に関する参考資料」）

■施策の方向性

全国トップクラスの福祉医療費・保育料助成等による子育て家庭の経済的支援を継続して実施します。

◆基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策4-1 保育料や福祉医療費の支援の充実

施策4-2 安心して進学できる環境づくり

施策4-3 ゆとりある住宅確保等の支援

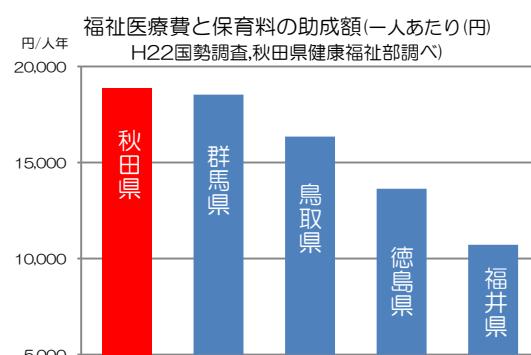
4-1 保育料や福祉医療費の支援の充実

小学生以下の児童に対する医療費の支援や未就学児に対する保育料等の支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・未就学児に対する保育料の支援
- ・小学生以下の児童に対する医療費の支援
- ・児童手当による経済的支援

○担当課 長寿社会課、子育て支援課



4-2 安心して進学できる環境づくり

高校生や大学進学者等への奨学金の貸与を行うほか、高校等の授業料負担の軽減を図るため保護者の収入に応じて就学支援金を支給するとともに、高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与
- ・高校生への就学支援の拡充

○担当課 教育庁総務課、高校教育課

4-3 ゆとりある住宅確保等の支援

経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、住宅の取得等を支援します。また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を支援します。

【主な取組】

- ・子育て世帯等が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続
- ・住宅取得等にかかる支援
- ・県分譲住宅地の減額譲渡による土地取得への支援

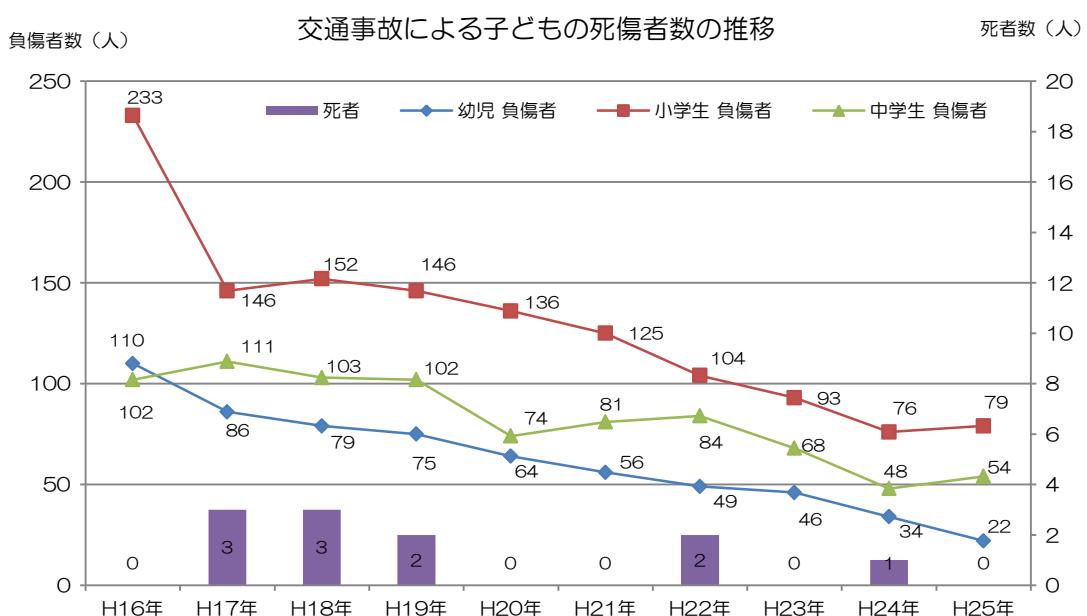
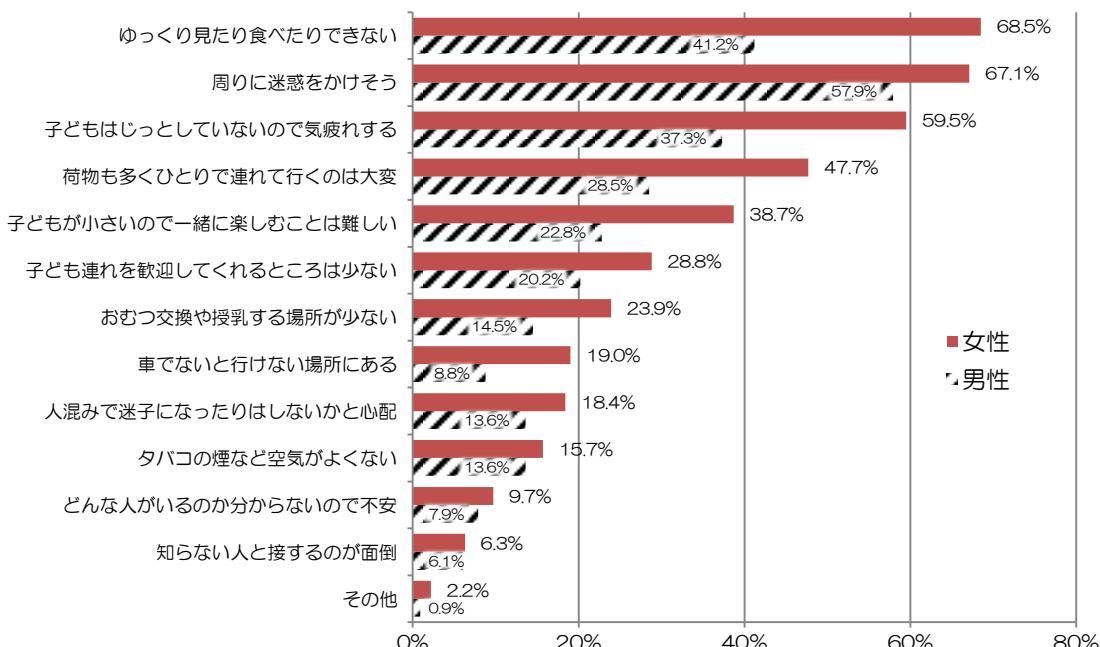
○担当課 建築住宅課

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

■現状と課題

安心して子育てを行うためには、道路や公園、交通施設、公共施設等が子育てに配慮されたものであることが必要です。また、将来を担う子どもが事故や犯罪に巻き込まれないような対策が必要です。

妊娠中・3歳未満の子どもを持つ母親や父親が行きたいところに行けない理由
子ども未来財団2011.1「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」



■施策の方向性

子育て家庭が生活しやすい安心して外出できる環境の整備を進めます。

また、子どもの交通安全を確保するための活動や環境整備を進めるとともに、犯罪被害防止対策や被害者への支援を行います。

◆基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

施策5－1 子育てを支援する生活環境の整備

施策5－2 子どもの安全を確保するための取組の推進

施策5－3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

5－1 子育てを支援する生活環境の整備

都市公園の整備、バリアフリーや子どものえきの普及、あきた子育てふれあいカードの取組などを推進するとともに、子育て情報を発信し、子育て家庭が生活しやすい環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・散策やレクリエーション活動など、多くの県民が利用する都市公園の整備
- ・子育て家庭と協賛店のふれあいを通じて、地域全体で子育て家庭を応援する秋田子育てふれあいカードの取組推進
- ・安全で快適なバリアフリー社会の実現

○担当課：福祉政策課、子育て支援課、都市計画課

5－2 子どもの安全を確保するための取組の推進

子どもを事故や災害から守るため、交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な啓発活動に取り組むとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。

【主な取組】

- ・家庭、地域、学校等における交通安全教育の推進
- ・通学路を中心とした歩道の整備促進
- ・地域全体で学校安全に取り組む体制の整備

○担当課：県民生活課、道路課、都市計画課、保健体育課、県警交通企画課、県警交通規制課

　　県警警備第二課

5－3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動実施団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備を進めるとともに、被害に遭った子どもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

【主な取組】

- ・地域と連携した防犯体制の整備
- ・犯罪被害者等の支援

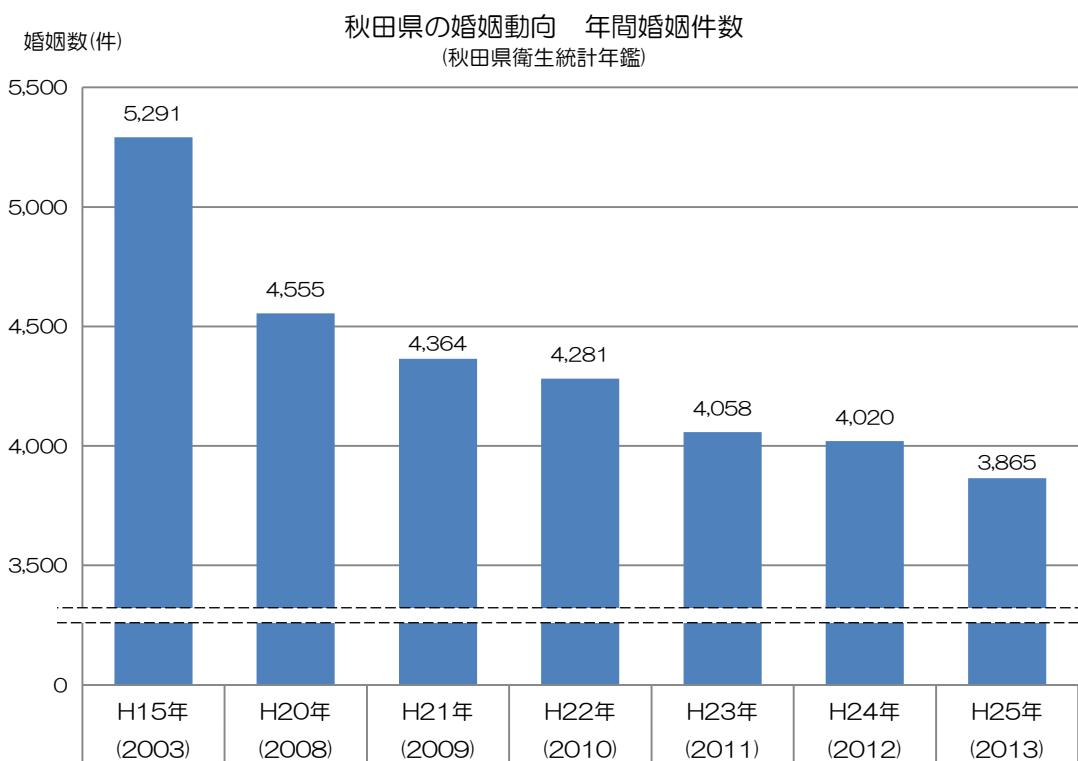
○担当課：県民生活課、保健体育課、県警生活安全企画課、県警少年女性安全課、県警警務課

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

■現状と課題

本県では、若年世代の県外流出や未婚化・晩婚化などに伴う出生数の減少などにより、全国最大のペースで人口減少が進行しています。

人口減少を抑制していくためには、次代の親が結婚や出産、家庭をかたち作ることができるように支援することが必要です。



■施策の方向性

次の親世代となる高校生から社会人までを対象に、結婚や出産、家庭に対する意識の醸成を図るとともに、結婚を希望する独身男女に様々な出会いの機会を提供します。

また、次の親世代となる若者が、自立して家庭を得るために、就業支援の充実を図ります。

◆基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

施策6-1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成

施策6-2 若者の就職への支援

施策6-3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

6－1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成

結婚や出産、家庭について、学び考える機会の充実を図るとともに、ポジティブイメージの醸成に向けた多様な情報発信を行います。

【主な取組】

- ・高校の授業等における副読本の活用促進
- ・ライフデザインセミナー等の開催
- ・各種ウェブサイトにおける情報提供の充実

○担当課 人口問題対策課

6－2 若者の就職への支援

次の親世代となる若者の就職を支援するため、高校生へのキャリア教育を進めるとともに若年求職者を対象とする合同就職面接会の開催や県内企業の就職情報の提供、職業訓練の実施などの支援を行うほか、Aターン就職支援機能の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地場産業を活用した職場体験活動や地域の伝統を受け継ぐ体験学習等の取組の促進
- ・合同就職面接会等のマッチング機会の確保や秋田県就活情報サイト等からの情報発信
- ・フロンティア育成研修など新規就農者支援対策の充実・強化

○担当課 農林政策課、雇用労働政策課、高校教育課

6－3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

あきた結婚支援センターによるマッチング事業の充実や出会いにつながる多様なイベントの開催を支援するほか、地域における出会い・結婚支援活動の促進を図ります。

【主な取組】

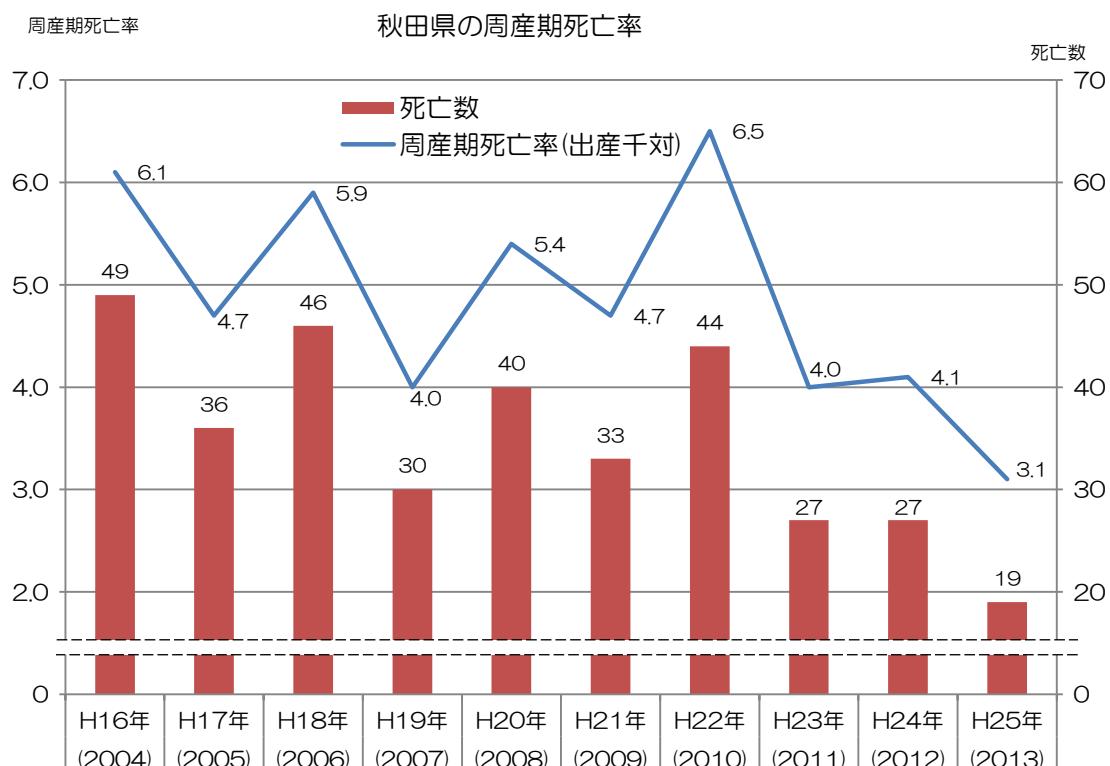
- ・センター職員のスキルアップと会員へのきめ細やかな対応
- ・すこやかあきた出会い応援隊が実施するイベント情報の発信
- ・結婚サポーター等の支援者と市町村との連携の強化

○担当課 人口問題対策課

基本施策7 心と体の健康の増進

■現状と課題

子どもが健やかに生まれ育つためには、妊産婦や乳幼児の保健施策、食育や心と体の健全育成の充実が必要です。



■施策の方向性

母子保健の推進主体となる市町村の取組を支援するとともに、周産期医療体制の整備を進めます。また、食育推進を図るとともに、子どもの育ちと青少年の健全育成を支援します。

◆基本施策7 心と体の健康の増進

施策7-1 子どもや母親の健康の確保

施策7-2 子どもの食育の推進

施策7-3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

7-1 子どもや母親の健康の確保

母親が安心して妊娠・出産できるように、周産期医療体制の整備を進めます。

また、子どもが安全に生まれ健やかに育つことができるよう、妊産婦と乳幼児に対する健康診査や保健指導（歯科保健指導を含む）、相談及びこれらに対する支援体制の充実を図ります。

さらに、不妊に悩む人に対する支援や小児医療体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した治療費に対する支援
- ・「女性健康支援センター」や「不妊とこころの相談センター」による電話等での相談対応
- ・24時間受入可能な周産期医療体制の構築支援

○担当課 健康推進課、医務薬事課

7-2 子どもの食育の推進

子どもが主体的に健康づくりに取り組み、生き生きとした生活を送るためには、発達段階に応じた食育の推進が重要であることから、食育体験への普及啓発活動や指導を行うほか、教育や保育の現場でも給食をはじめとした食育の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ・食物アレルギーに関する講習会の開催
- ・みんなで創ろう「食の国あきた」の推進

○担当課 健康推進課、農業経済課、保健体育課

7-3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

思春期の心の育ちのサポートや、ひきこもりや不登校、いじめ問題への対応や非行防止の取組等を通じて、青少年の健全な育成を図るほか、若者の自立や主体的な活動を促進します。

【主な取組】

- ・青少年健全育成にかかる啓発
- ・こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応
- ・若者の自立支援に関するセミナー等の実施
- ・同世代のピアカウンセラーによる健康教育の実施

○担当課 総合政策課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、男女共同参画課、義務教育課、保健体育課、県警少年女性安全課

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

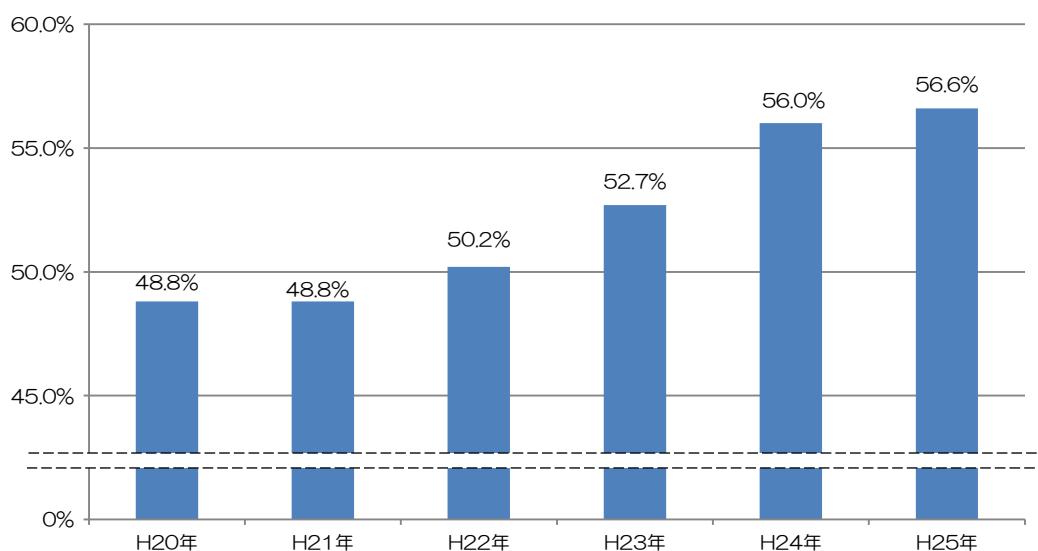
■現状と課題

子どもを取り巻く社会環境の変化が著しい中、小中学生においては安定した高い学力が維持されていますが、高校生においても更なる学力の維持・向上が求められます。

また、子どもが成長するために、ルールを守り、思いやりの心を持って行動できる豊かな人間性を育むとともに、基礎となる体力の向上を図る必要があります。

併せて、学校と家庭、地域が連携・協力し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整える必要があります。

秋田県小学校区数における放課後子ども教室実施率
秋田県生涯学習課調べ



■施策の方向性

家庭や地域等との連携を図りながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を確実に育みます。

◆基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

施策8－1 きめ細かな教育の推進

施策8－2 豊かな心と健やかな体の育成

施策8－3 子どもを育む環境の整備

8-1 きめ細かな教育の推進

秋田の将来を支える児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

【主な取組】

- ・検証改善委員会による全国学力・学習状況調査の結果分析と県独自の学習状況調査の実施と活用
- ・小・中連携による校種間の円滑な接続
- ・組織的な授業改善による生徒の学力向上を図る取組の推進

○担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

8-2 豊かな心と健やかな体の育成

規範意識や自他を尊重する心や公共の精神を身につけさせるため、ルールを守り、思いやりの心をもって行動できる豊かな人間性を育むほか、いじめを見逃さない環境を作ります。

また、生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、基礎となる体力の向上や子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立を図ります。

【主な取組】

- ・道徳の時間を要とした教育活動全体における道徳教育の推進体制の確立への支援
- ・生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続
- ・少年自然の家等における長期宿泊体験活動の推進
- ・学校体育の充実に向けた取組の強化

○担当課 義務教育課、保健体育課

8-3 子どもを育む環境の整備

学校や家庭を取り巻く教育環境を整え、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に繋げるため、学校と家庭・地域が連携協力し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備します。

【主な取組】

- ・学校支援地域本部、放課後子ども教室等の設置促進や運営支援
- ・「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の支援
- ・家庭教育に関する啓発活動の充実や保護者向け教育啓発メールの配信
- ・スマートフォン等の安全・安心なインターネット利用環境づくりを推進する地域センターの養成及び活用

○担当課 生涯学習課

◆計画の目標指標

基本施策	目標指標			単位	現状 (H25)	目標 (H31)	進捗管理 担当課
1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供	1 待機児童数	人	38	0	幼保推進課		
	2 認定こども園数	園	33	63	幼保推進課		
	3 小学校と交流・連携している認定こども園・幼稚園・保育所の割合	%	-	95.0	幼保推進課		
2 地域の子育てサポート体制の整備	4 ファミリー・サポート・センターの提供会員登録者数	人	1,051	1,350	子育て支援課		
	5 放課後児童クラブ設置率	%	75.7	85.0	子育て支援課		
	6 児童虐待により死亡または重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	2	0	子育て支援課		
	7 里親委託率	%	6.6	12.0	子育て支援課		
	8 母子家庭の母の就職率	%	84.9	86.0	子育て支援課		
	9 障害児通所支援等の利用者	人	658	945	障害福祉課		
3 子育てと仕事の両立の推進	10 従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定期数（累計）	件	570	630※	人口問題対策課		
4 子育て家庭の経済的負担の軽減	11 県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合(モニタリング指標、20-50代の加重平均)	%	39	45	子育て支援課		
5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保	12 県民一人あたり都市公園面積	m ² /人	19.1	20.0	都市計画課		
	13 歩道整備率	%	38.9	40.6	道路課		
	14 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合(公立幼・小・中・高・特別支援)	%	37.0	50.0	保健体育課		
6 次の親世代に対する支援の充実強化	15 婚姻数	件	3,865	4,020※	人口問題対策課		
	16 あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	人	398	1,100※	人口問題対策課		
	17 結婚サポーター登録者数	人	213	250※	人口問題対策課		
	18 高校生の県内就職率	%	61.1	74.0	高校教育課		
7 心と体の健康の増進	19 周産期死亡率（出産千対）		3.1	4.0未満※	医務薬事課		
	20 3歳児健康診査受診率	%	97.2	100	健康推進課		
	21 むし歯のない3歳児の割合	%	74.1	85.0	健康推進課		
	22 地場産農産物の学校給食利用率	%	37.2	35.0以上	保健体育課		
	23 不登校児童生徒の出現率（100人あたり）		0.88	0.77	義務教育課		
8 子どもが成長するための教育環境の整備	24 基礎学力向上のための指数（「学習状況調査」における通過割合）	%	74.5	75	義務教育課		
	25 新体力テストにおける小中高の偏差値の平均		51.4	52.7	保健体育課		
	26 中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	90.6	95.7	生涯学習課		

※H29 目標値

第3部

計画の達成状況の 点検と評価

◆1 基本姿勢

- ・子育て支援関係者と県民が一体となった施策の展開

県は、子ども・子育て支援の実施主体となる市町村を支援するため、教育部門と一般行政部門とが密接な連携を図るとともに、家庭や地域、企業なども連携し、県民とともに、子ども・子育て支援に関連のある施策を幅広く展開します。

- ・具体的な状況の説明

計画の進行度を具体的に示すため、目標指標や事業実施の状況について、定期的に公表するほか、県民の意見を聴く機会を設け、具体的施策への反映に努めます。

◆2 推進体制

- ・市町村による子ども・子育て支援施策の推進

市町村は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、関係者と連携を図りながら地域の実情に応じた取組を進めます。

- ・県と国による重層的支援

県と国は、市町村による上記の取組を重層的に支えます。

- ・秋田県版子ども・子育て会議による調査審議

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会は、子ども・子育て支援法第77条第4項に基づく秋田県版子ども・子育て会議として、子育てに関する計画の推進のため調査審議を行います。

◆3 点検と評価

- ・子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況についてPDCAサイクルを回すことで点検、評価し、必要に応じて計画の見直しや施策の改善に取り組むとともに、その状況を公表します。

- ・計画の目標指標について、その状況を把握し、毎年度の公表を行います。

- ・県民ニーズの把握に努め、施策への反映を図ります。

資料

県設定区域※における教育・保育施設及び地域型保育事業、
地域子ども・子育て支援事業の「量の見込」と「確保方策」

※県設定区域は県内市町村を一単位とする25区域とします

平成27年3月

県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」総括表

平成27年3月
(単位:人)

区分	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						平成31年度						
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		
	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	教育ニーズ	その他の0歳	1・2歳	
① 量の見込み	4,268	15,272	2,611	8,252	4,148	2,369	12,331	2,548	8,066	4,030	2,331	11,866	14,197	2,485	7,824	3,903	2,236	11,526	13,762	2,408	7,590	3,778	2,173	11,264	13,437	2,338	7,358	1・2歳	0歳	1・2歳	
特定教育・保育施設	1号認定	4,195	-	-	-	4,817	-	-	-	4,861	-	-	-	-	4,876	-	-	-	4,876	-	-	4,879	-	-	-	-	-	-	-	-	
②	2号認定	-	15,303	-	-	-	15,584	-	-	-	15,364	-	-	-	-	15,251	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,174	-	-	-	-	
③	3号認定	-	-	2,902	7,775	-	-	2,936	7,874	-	-	2,924	7,844	-	-	2,912	7,807	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,899	7,763	
小計		19,498	4,195	2,902	7,775	-	20,401	2,936	7,874	-	20,225	2,924	7,844	-	20,127	2,912	7,807	-	20,053	2,899	7,763	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876	4,876
4	家庭的保育	-	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0	
地域型保育	小規模保育	-	-	44	117	-	-	44	117	-	-	44	117	-	-	44	117	-	-	44	117	-	-	-	-	-	-	-	-	44	117
保方	居住訪問型保育事業所内	-	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0	
保育事業	小計	0	0	59	168	0	0	59	168	0	0	59	168	0	0	59	168	0	0	59	168	0	0	59	168	0	0	59	168		
准認を受けない幼稚園	2,625	-	-	-	-	1,835	-	-	-	1,835	-	-	-	1,835	-	-	1,835	-	-	1,835	-	-	1,835	-	-	-	-	-	-	15	51
認可外保育施設		-	719	89	229	-	570	67	175	-	560	67	173	-	560	67	173	-	560	67	173	-	560	67	173	-	560	67	173		
合計		22,842	3,050	8,172	22,806	3,062	8,217	6,652	16,154	3,050	8,185	22,620	3,050	8,185	6,696	15,924	3,050	8,185	22,522	3,038	8,148	6,711	15,811	3,038	8,148	6,714	15,734	3,025	8,104		
(2)-(1)		91	3,211	439	▲ 80	115	3,823	514	151	335	4,058	565	361	572	4,285	630	558	763	4,470	687	746										

1号 1号認定 子どもが満3歳以上で幼稚園等への教育を希望する場合

2号 2号認定 子どもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号 認定 その他
3号認定 子どもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込」と「確保方策」総括表

平成27年3月

延長保育事業(法では「時間外保育」)									
項目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考	根拠
① 量の見込	人	6,843	6,693	6,545	6,399	6,294			法59条2号
② 確保方策	人	8,083	8,441	8,297	8,158	8,061	7,975		法59条1号
◆ 利用者支援事業									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人							か所	1
② 確保方策	人							市町村	24
◆ 乳児家庭全戸訪問事業									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人							人	5,806
② 確保方策	人							市町村	24
◆ 季節性支援事業									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	456,092	561,783	540,624	532,590	521,612	512,162		
② 確保方策	人	-	479,344	465,075	454,425	441,333	429,759		
◆ 一時預かり事業(在園児対象型)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	79,478	77,773	75,833	74,290	73,017		
② 確保方策	人	29,876	77,202	79,571	79,832	80,114	80,502		
◆ 一時預かり事業(在園児対象型)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	24,059	63,312	65,445	65,535	65,645	65,853		法59条10号
② 確保方策	人	3,380	10,592	10,759	10,931	11,104	11,285		法59条12号
◆ 妊婦健康診査									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人回	2,437	3,298	3,367	3,366	3,365	3,364	イ	法59条6号
◆ 放課後児童クラブ									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	21,338	20,704	20,065	19,307	19,041		
② 確保方策	人	10,943	25,561	25,285	25,060	24,827	24,644		
◆ 病児保育事業									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	10,858	25,379	25,096	24,863	24,623	24,432		法59条11号
② 確保方策	人	85	182	189	197	204	212	ウ	法59条2号
◆ 病児保育、子育て支援事業(病児・緊急対応強化事業)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	4,484	4,492	4,476	4,475	4,431		法59条12号
② 確保方策	人	3,576	5,514	5,552	5,566	5,596	5,583	工	法59条6号
◆ 子育て援助活動支援事業(就学前)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	609	614	613	610	609		法59条13号
② 確保方策	人	201	324	329	329	328	328	才	法59条6号
◆ 子育て短期支援事業ショートステイ1(再掲)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	183,659	180,155	176,957	173,128	169,399		法59条14号
② 確保方策	人	76	78	79	80	79	80	才	法59条15号
◆ 地域子育て支援拠点事業									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	2,638	3,622	3,696	3,695	3,693	3,692	法59条16号
② 確保方策	人	7,041	16,288	16,500	16,694	16,904	17,080	7,471	法59条17号
◆ 子育て短期支援事業ショートステイ1(再掲)									
項目	目	単位	26見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
① 量の見込	人	-	1,476	2,214	3,052	3,889	4,726	5,563	法59条18号
② 確保方策	人	3,638	5,456	7,274	9,092	10,910	12,828	14,746	法59条19号

【市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値】(平成27年3月)

市町村	児童数															
	27年度				28年度				29年度				30年度			
	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	0歳	1・2歳	3・5歳	6・8歳	9・11歳	
秋田市	2,003	4,206	6,437	7,036	7,524	9,944	4,084	6,260	8,862	7,354	1,886	3,963	6,084	6,689	7,185	1,828
能代市	272	617	1,060	1,112	1,204	263	596	1,027	1,083	1,168	254	576	994	1,054	1,133	245
横手市	518	1,084	1,888	2,070	2,164	495	1,040	1,771	2,005	2,166	469	996	1,663	1,932	2,103	443
大館市	608	904	1,512	1,616	1,657	875	1,463	1,565	1,604	570	847	1,416	1,515	1,553	552	820
男鹿市	108	210	405	434	512	103	207	382	407	493	99	195	354	411	465	95
湯沢市	244	476	814	884	932	215	481	763	856	892	230	459	742	819	911	220
鹿角市	193	407	701	707	720	185	406	665	699	733	180	394	651	680	715	177
由利本荘市	491	1,020	1,705	1,849	1,801	476	1,001	1,573	1,854	1,791	458	966	1,532	1,786	1,787	441
潟上市	183	412	644	765	864	176	391	675	702	806	170	379	664	677	761	166
大仙市	489	1,031	1,662	1,888	1,865	481	1,016	1,642	1,799	1,907	478	999	1,592	1,760	1,885	469
北秋田市	176	342	555	589	686	172	356	522	586	660	169	348	517	562	637	166
にかほ市	146	310	523	573	666	141	304	511	531	628	135	292	485	518	606	129
仙北市	152	301	519	624	609	150	308	490	562	630	148	304	477	543	619	145
小坂町	22	41	80	100	115	22	42	65	100	101	22	42	60	93	98	20
上小阿仁村	7	15	24	27	37	6	15	23	25	38	7	13	26	24	36	6
藤里町	13	29	50	59	61	12	27	47	58	56	11	25	45	61	10	23
三種町	75	159	296	328	316	73	160	293	305	333	72	155	285	301	346	68
八峰町	27	49	102	126	140	27	50	91	120	137	26	54	80	126	115	25
五城目町	46	100	152	145	180	43	97	162	146	158	40	92	159	162	148	38
八郎潟町	23	49	100	113	146	22	51	88	102	142	21	48	81	105	130	19
井川町	20	40	77	68	105	19	45	62	84	83	18	39	62	88	73	17
大潟村	23	55	87	95	95	21	50	95	86	94	21	48	90	83	89	17
美郷町	106	226	378	434	474	100	218	373	414	464	96	210	350	412	469	93
羽後町	82	165	312	298	334	83	176	268	337	311	83	176	262	317	322	81
東成瀬村	16	26	41	59	67	16	27	44	45	56	15	27	40	58	45	15
25市町村	6,043	12,274	20,144	21,969	23,214	5,334	12,023	19,355	21,344	22,794	5,678	11,647	18,711	20,760	22,292	5,487

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況（平成27年3月）

市町村	26年度実績見込み		27年度		28年度		29年度	
	27年1月1日		量の見込み		確保方策		量の見込み	
	1号認定のみなし	2号認定	2号認定	その他	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園
	人	人	人	人	人	人	人	人
秋田市	2,038	2,324	3,814	1,137	2,677	7,777	5,158	1,010
能代市	624	436	211	849	105	744	1,069	266
横手市	235	1,688	204	1,637	146	1,491	1,955	260
大館市	520	1,263	264	1,248	321	927	2,065	1,515
男鹿市	89	290	123	301	53	248	424	176
湯沢市	279	607	229	557	40	517	863	311
鹿角市	69	636	60	630	0	630	745	695
由利本荘市	363	1,431	235	1,407	106	1,301	1,743	415
潟上市	28	1	268	369	7	362	637	268
大仙市	299	1,388	144	1,458	192	1,266	1,749	290
北秋田市	21	526	16	507	13	494	580	50
にかほ市	71	431	20	490	60	430	540	20
仙北市	30	499	35	469	46	423	879	784
小坂町	3	88	9	80	0	80	80	0
上小阿仁村	0	24	0	23	0	23	36	6
藤里町	45	0	9	41	41	0	50	50
三種町	3	268	6	272	4	268	295	15
八峰町	0	120	9	93	28	65	102	9
五城目町	80	120	15	133	13	120	148	15
八郎潟町	60	43	13	89	44	45	102	13
井川町	28	42	22	43	13	30	190	140
大潟村	52	44	27	58	58	0	85	27
美郷町	134	249	25	354	32	322	378	132
羽後町	0	295	0	315	0	315	315	0
東成瀬村	0	57	0	35	2	33	35	0
25市町村	5,071	13,749	4,268	15,272	2,461	12,811	22,842	19,498

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況（平成27年3月）

市町村	30年度											31年度															
	量の見込み						確保方策					量の見込み						確保方策									
	1号認定	2号認定	教育ニーズ	その他	人	人	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設	認可外保育施設	認可受けない幼稚園	1号認定	2号認定	教育ニーズ	その他	人	人	人	人	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設	認可受けない幼稚園	1号認定	2号認定	認可外保育施設	
秋田市	2,133	3,498	1,043	2,455	人	人	人	人	人	人	人	1,712	4,455	1,685	45	0	185	743	92	651	1,069	266	803	0	0	1,685	45
能代市	191	769	95	674	1,069	1,009	266	803	0	0	0	161	1,292	116	1,176	2,383	3,394	1,011	2,068	7,897	6,167	1,743	4,424	1,685	0	0	
横手市	168	1,348	121	1,227	1,835	1,835	260	1,575	0	0	0	113	282	44	281	813	232	1,094	2,045	1,495	506	989	70	480	0	0	
大館市	239	1,131	291	840	2,045	1,405	506	989	70	480	0	0	193	475	40	435	863	311	475	218	375	157	218	0	0		
男鹿市	115	267	46	221	382	382	161	221	0	0	0	53	656	0	0	637	0	0	53	637	721	721	65	636	0	0	
由利本荘市	209	1,233	96	1,137	1,743	1,743	415	1,328	0	0	0	202	1,209	94	1,115	1,743	1,743	94	202	1,209	94	1,115	1,743	415	1,328	0	0
湯沢市	203	489	40	449	863	863	311	552	0	0	0	193	475	40	435	863	311	475	218	375	157	218	0	0	552	0	
鹿角市	53	637	0	637	721	721	65	656	0	0	0	53	656	0	0	637	0	0	53	637	721	721	65	636	0	0	
五城目町	17	140	14	126	157	157	17	140	0	0	0	16	136	14	122	152	152	16	136	14	122	152	152	16	136	0	
八郎潟町	10	68	34	34	78	78	10	68	0	0	0	10	70	35	35	80	80	80	80	80	80	80	80	80	0	0	
井川町	18	39	15	24	190	190	140	50	0	0	0	18	40	15	25	190	190	190	190	190	190	190	190	50	0		
大潟村	26	56	32	24	82	82	26	56	0	0	0	23	53	30	23	76	76	23	53	0	0	0	0	0	0		
美郷町	24	330	31	299	352	352	123	229	0	0	0	22	317	29	288	338	338	118	220	0	0	0	0	0	0		
羽後町	10	245	10	235	245	245	35	210	0	0	0	10	240	10	230	240	240	35	205	0	0	0	0	0	0		
東成瀬村	0	33	2	31	33	33	0	33	0	0	0	34	2	32	34	34	34	0	34	0	34	0	34	0	0		
25市町村	3,903	13,762	2,236	11,526	22,522	20,127	4,876	15,251	1,835	560	3,778	13,437	2,173	11,264	22,448	20,053	4,879	15,174	1,835	560	0	0	0	0			

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況（平成27年3月）

3号認定（0歳）

市町村	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	確保方策 量の 見込み み	特定 地域型保育 施設	確保方策 量の 見込み み	特定 地域型保育 施設	認可外 保育 施設	認可 量の 見込み み	特定 地域型保育 施設	認可外 保育 施設	認可 量の 見込み み	特定 地域型保育 施設	認可外 保育 施設	認可 量の 見込み み
27年1月 1日												
秋田市	951	681	924	827	53	38	0	15	44	661	924	849
能代市	154	77	138	0	0	0	0	0	0	96	138	138
横手市	317	358	365	365	0	0	0	0	0	324	365	365
大館市	144	195	165	128	0	0	0	37	189	171	134	0
男鹿市	53	25	25	0	0	0	0	25	25	0	0	0
湯沢市	151	113	116	0	0	0	0	113	116	116	0	0
庭ヶ谷町	107	76	100	93	0	0	0	7	85	109	102	0
由利本荘市	357	203	330	0	0	0	0	198	330	330	0	0
潟上市	1	36	36	0	0	0	0	35	35	0	0	0
大仙市	262	209	266	260	6	6	0	0	204	272	266	6
北秋田市	104	142	150	0	0	0	0	139	150	150	0	0
にかほ市	95	101	85	0	0	0	0	97	86	0	0	0
仙北市	61	64	63	62	0	0	0	1	63	62	0	0
小坂町	13	7	7	0	0	0	0	9	9	9	0	0
上小阿仁村	7	5	6	0	0	0	0	4	6	6	0	0
藤里町	5	13	13	0	0	0	0	12	12	0	0	0
三種町	60	70	70	0	0	0	0	69	70	70	0	0
八峰町	12	13	13	0	0	0	0	13	13	13	0	0
玉城目町	21	38	38	0	0	0	0	36	36	0	0	0
八郎潟町	17	18	18	0	0	0	0	17	17	0	0	0
井川町	10	8	8	0	0	0	0	7	7	0	0	0
大潟村	5	15	5	0	0	0	0	15	7	7	0	0
美郷町	37	96	61	0	0	0	0	90	58	56	0	0
羽後町	39	40	40	0	0	0	0	30	35	0	0	0
東成瀬村	7	8	8	0	0	0	0	8	8	8	0	0
25市町村	2,990	2,611	3,050	2,902	59	44	0	15	89	2,548	3,062	2,936

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況（平成27年3月）

3号認定（1・2歳）

市町村	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	確保方策			地域型保育			確保方策			地域型保育			確保方策		
	量の見込み	特定教育施設	小規模保育施設	認可外保育施設	小規模保育施設	小規模保育施設	認可外保育施設	小規模保育施設	認可外保育施設	小規模保育施設	認可外保育施設	特定教育施設	地域型保育	量の見込み	
27年1月1日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
仙台市	2,207	2,423	2,304	2,023	156	105	0	51	125	2,353	2,077	156	0	51	71
能代市	375	388	379	379	0	0	0	0	0	375	379	0	0	0	350
根手市	862	895	900	900	0	0	0	0	0	859	900	900	0	0	783
大館市	613	562	613	522	0	0	0	0	91	544	637	546	0	91	509
男鹿市	143	130	130	0	0	0	0	0	0	128	128	0	0	0	122
湯沢市	320	288	289	0	0	0	0	0	0	291	289	0	0	0	278
鹿角市	319	270	284	277	0	0	0	7	294	314	307	0	0	0	294
由利本荘市	794	735	752	752	0	0	0	0	0	696	752	752	0	0	670
潟上市	7	203	203	0	0	0	0	0	0	194	194	0	0	0	188
大仙市	704	781	769	753	12	12	0	0	4	766	784	768	12	0	753
北秋田市	264	297	320	0	0	0	0	0	0	309	320	0	0	0	302
にかほ市	246	230	230	0	0	0	0	0	0	226	230	0	0	0	216
仙北市	255	225	271	269	0	0	0	2	230	271	269	0	0	0	227
小坂町	27	27	27	0	0	0	0	0	0	27	27	0	0	0	27
上小阿仁村	15	14	18	0	0	0	0	0	13	18	0	0	0	11	18
藤里町	14	58	29	0	0	0	0	0	27	27	0	0	0	25	25
三種町	130	144	150	0	0	0	0	0	145	150	0	0	0	141	150
八峰町	35	37	37	0	0	0	0	0	37	37	0	0	0	42	42
五城目町	64	86	86	0	0	0	0	0	82	82	0	0	0	78	78
八郎潟町	32	40	40	0	0	0	0	0	42	42	0	0	0	39	39
井川町	26	14	14	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	41	41
大潟村	21	45	45	0	0	0	0	0	40	40	0	0	0	38	38
美郷町	142	216	138	0	0	0	0	0	208	133	0	0	0	191	122
羽後町	120	125	125	0	0	0	0	0	120	125	0	0	0	115	119
東成瀬村	23	19	19	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	20
25万町村	7,758	8,252	8,172	7,775	1,668	117	0	0	51	229	8,066	8,217	7,874	1,681	117

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況（平成27年3月）

市町村 26年度実績見込み 27年1月1日		時間外保育事業															
		27年度				28年度				29年度				30年度			
		実人数	施設数	量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策			
				実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数		
秋田市	2,737	57	985	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
能代市	440	14	406	406	18	393	393	17	380	380	17	367	367	17	354	17	
横手市	899	30	1,196	2,860	30	1,196	2,840	30	1,211	2,840	30	1,216	2,840	30	1,228	30	
大館市	380	6	399	633	7	386	699	8	373	699	8	361	699	8	350	8	
男鹿市	183	7	159	159	7	152	152	7	148	148	7	133	133	7	129	7	
湯沢市	85	7	95	95	8	95	95	8	95	95	8	95	95	8	95	8	
鹿角市	341	10	313	350	10	303	350	11	295	350	11	283	350	11	278	11	
由利本荘市	1,053	24	503	503	24	475	475	24	464	464	24	451	451	24	447	24	
潟上市	142	8	164	164	8	166	166	8	162	162	8	155	155	8	150	8	
大仙市	980	18	1,100	1,100	19	983	1,000	19	959	960	19	952	960	19	938	19	
北秋田市	11	251	250	11	246	250	11	242	250	11	240	250	11	240	250	11	
にかほ市	310	10	300	300	9	292	292	9	280	280	9	266	266	9	258	9	
仙北市	0	0	184	0	0	179	0	0	175	0	0	170	0	0	170	0	
小坂町	-	-	10	10	1	9	9	1	9	9	1	8	8	1	8	1	
上小阿仁村	7	1	5	5	1	5	5	1	5	5	1	5	5	1	5	1	
藤里町	2	1	2	42	1	2	39	1	2	36	1	1	33	1	1	30	
三種町	151	5	200	80	5	199	80	5	194	75	5	185	75	5	183	5	
八峰町	3	1	30	30	3	28	28	3	26	26	3	26	26	3	26	3	
玉城目町	72	1	143	143	1	145	145	1	140	140	1	136	136	1	130	1	
八郎潟町	63	1	58	58	1	55	55	1	52	52	1	48	48	1	47	1	
井川町	10	1	10	10	1	10	10	1	10	10	1	10	10	1	10	1	
大潟村	0	0	15	0	0	15	0	0	15	0	0	15	0	0	13	0	
美郷町	95	3	258	102	3	251	106	3	238	107	3	234	112	3	226	3	
羽後町	140	2	140	140	2	135	135	2	125	125	2	125	125	2	120	2	
東成瀬村	10	1	16	16	1	16	16	1	15	15	1	15	15	1	15	1	
25市町村	8,033	219	6,843	8,441	236	6,693	8,297	243	6,545	8,158	243	6,399	8,061	243	6,294	243	

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況（平成27年3月）
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業】）

市町村	26年度実績見込み		27年度		28年度		29年度	
	病児・病後 児対応型		体調不良児 対応型		病児保育事業 非施設型 (訪問型)		確保方策	
	延べ人數	施設数	延べ人數	施設数	量の見込み アサボル	量の見込み アミサボ	病児保育事業 病児・病後児 対応型	病児保育事業 体調不良児 対応型
市町村	人日	か所	人日	か所	人日	人日	人日	人日
秋田市	1,026	6	405	4	0	63	2,010	8,801
能代市	457	1	483	4	0	0	2,005	2,241
横手市	27	1	4,173	11	0	20	3,153	3,054
大館市	763	2	0	0	0	0	946	2,368
男鹿市	83	1	0	0	2	79	79	77
湯沢市	376	2	236	1	0	0	620	620
鹿角市	24	1	0	0	0	0	250	1,440
由利本荘市	84	4	0	0	0	0	1,610	1,670
潟上市	0	0	0	0	0	0	0	0
大仙市	600	3	0	0	0	0	3,674	800
北秋田市	-	6	0	6	0	0	1,642	2,000
にかほ市	0	0	1,203	4	0	0	1,333	1,333
仙北市	0	0	0	0	0	0	184	0
小坂町	0	0	0	0	0	0	255	0
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	0	0	0	0	0	0	312	0
三種町	0	0	0	0	0	0	1,371	0
八峰町	0	0	0	0	0	0	36	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0
八郎潟町	0	0	55	1	0	0	217	54
美郷町	0	0	563	3	0	0	1,052	580
羽後町	0	0	300	2	0	0	300	300
東成瀬村	0	1	0	0	0	0	122	122
25市町村	3,440	28	7,418	36	0	85	21,338	25,561

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況（平成27年3月）

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応化事業】）②

30年度 31年度

市町村	量の見込み	確保方策	病児保育事業						病児保育事業						ファミサボ 施設数							
			病児・病後児対応型			体調不良児対応型			非施設型(訪問型)			病児・病後児対応型										
			延べ人数	人日	施設数	延べ人数	人日	施設数	延べ人数	人日	施設数	延べ人数	人日	施設数								
秋田市	1,855		人日	8,816	8,720	7,680	6	1,040	人日	か所	0	96	1,805	8,821	人日							
能代市	1,813	2,241	2,241	1,758	2	483	4	0	0	0	0	1,748	2,241	1,758	2	483	4	0	0	0	0	
横手市	2,693		2,693	2,585	29	1	2,556	11	0	0	0	108	2,573	2,573	2,462	29	1	2,433	11	0	0	111
大館市	858	2,368	2,368	2,368	2	0	0	0	0	0	0	0	830	2,368	2,368	2,368	2	0	0	0	0	0
男鹿市	95	95	95	95	1	0	0	0	0	0	0	0	93	93	93	93	1	0	0	0	0	0
湯沢市	620	620	620	380	2	240	1	0	0	0	0	0	620	620	620	380	2	240	1	0	0	0
鹿角市	240	1,440	1,440	1,440	2	0	0	0	0	0	0	0	240	1,440	1,440	1,440	2	0	0	0	0	0
由利本荘市	1,510	1,510	1,510	1,510	4	0	0	0	0	0	0	0	1,488	1,488	1,488	1,488	4	0	0	0	0	0
潟上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大仙市	3,488	800	800	800	3	0	0	0	0	0	0	0	3,428	800	800	800	3	0	0	0	0	0
北秋田市	1,568	2,000	2,000	2,000	8-		8	0	0	0	0	0	1,570	2,000	2,000	2,000	8-	1	1,147	4	0	0
(ご)かほ市	1,191	1,191	1,191	10	1	1,181	4	0	0	0	0	0	1,157	1,157	1,157	1,157	10	1	1,147	4	0	0
仙北市	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小坂町	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	209	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三種町	1,274	10	10	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1,255	10	10	10	1	0	0	0	0	0
八峰町	36	36	36	0	0	36	1	0	0	0	0	0	36	36	36	0	0	36	1	0	0	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八郎潟町	179	44	44	0	0	44	1	0	0	0	0	0	175	43	43	0	0	43	1	0	0	0
井川町	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	956	575	575	0	0	575	3	0	0	0	0	0	920	570	570	0	0	570	3	0	0	0
羽後町	270	270	270	0	0	270	2	0	0	0	0	0	270	270	270	0	0	270	2	0	0	0
東成瀬村	118	118	118	1	0	0	0	0	0	0	0	0	114	114	114	1	0	0	0	0	0	0
25市町村	19,507	24,827	24,823	18,198	34	6,425	39	0	0	204	19,041	24,432	18,170	34	6,262	39	0	0	212	0	0	0

市町村子ども・子育て支援事業（ワミリーサポート・センター事業）

**子育て支援事業（ワミリーサポート・センター事業）
(就学児のみ)**

市町村	子育て短期支援事業（ショートステイ）											
	26年度 実績 量の 見込み		27年度 確保 方策		28年度 量の 見込み		29年度 確保 方策		30年度 量の 見込み		31年度 確保 方策	
	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
秋田市	493	579	602	611	626	645	651	681	677	719	178	4
能代市	401	440	440	431	421	421	411	401	401	0	0	0
横手市	578	462	476	476	490	490	504	518	518	10	1	65
大館市	85	655	634	1,685	614	1,685	594	1,685	1,685	0	0	273
男鹿市	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
湯沢市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	1
鹿角市	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	0	0	0
由利本荘市	54	383	383	385	361	361	351	296	0	0	0	0
浪上市	23	23	23	23	23	23	23	0	2	14	2	14
大仙市	400	400	400	400	400	400	400	400	400	10	0	31
北秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	10
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙北市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0	111
25市町村	3,576	4,484	5,514	4,492	5,552	4,476	5,566	4,475	5,596	4,431	5,583	201

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況（平成27年3月）

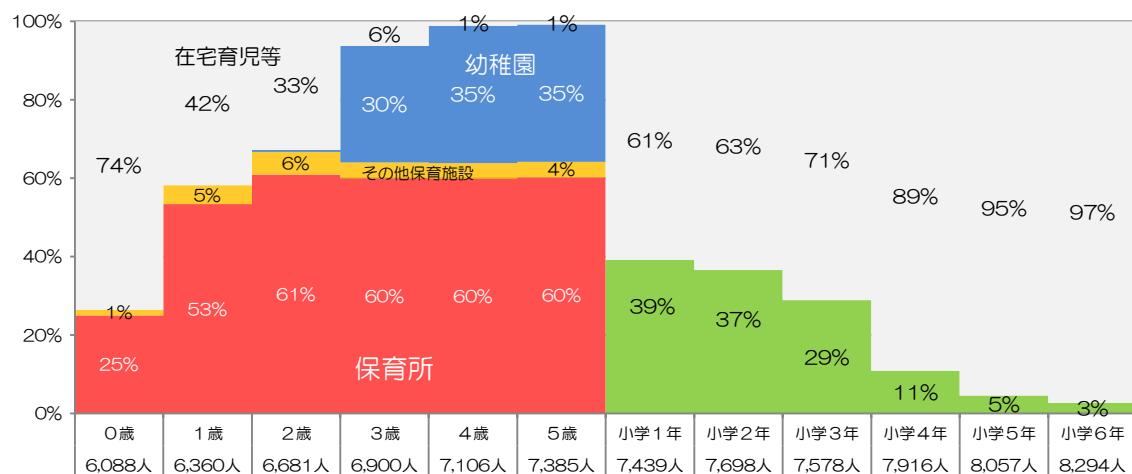
市町村		地域子育て支援拠点事業											
		26年度 実績 見込み		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
地域子 育て支 援拠点 事業 の 量の 見込み	地域子 育て支 援拠点 事業 の 量の 見込み	確保方策											
		地域子 育て支 援拠点 事業 の 量の 見込み											
秋田市	7 116,052	8 8	0 112,669	9 9	0 109,323	9 9	0 105,929	9 9	0 102,613	9 9	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
能代市	3 1,651,2	3 3	0 15,960	3 3	0 15,420	3 3	0 14,880	3 3	0 14,316	3 3	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
横手市	9 21,659	9 9	0 22,350	9 9	0 22,854	9 9	0 23,146	9 9	0 23,249	9 9	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
大館市	4 966	4 3	1 936	4 3	1 907	4 3	1 879	4 3	1 852	4 3	1 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
男鹿市	1 2,367	1 1	0 2,438	1 1	0 2,462	1 1	0 2,413	0 0	0 2,389	1 1	0 1 0 0	0 1 0 0	0 1 0 0
湯沢市	5 5,234	4 4	0 5,059	4 4	0 5,009	4 4	0 4,834	4 4	0 4,870	4 4	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
鹿角市	1 1,018	1 1	0 1,003	1 1	0 974	1 1	0 947	1 1	0 925	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
由利本荘市	5 4,212	6 6	0 4,128	6 6	0 3,984	6 6	0 3,852	6 6	0 3,732	6 6	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
湯上郡	4 4,668	4 4	0 4,228	4 4	0 4,296	4 4	0 4,176	4 4	0 4,044	4 4	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
大仙市	11 2,827	11 3	8 2,576	11 3	8 2,532	11 3	8 2,489	11 3	8 2,446	11 3	8 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
北秋田市	4 740	4 4	0 754	4 4	0 738	4 4	0 724	4 4	0 711	4 4	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
にかほ市	3 1,332	3 3	0 1,300	3 3	0 1,247	3 3	0 1,198	3 3	0 1,157	3 3	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
仙北市	6 1,000	6 6	0 1,500	6 6	0 2,000	6 6	0 2,500	6 6	0 3,000	6 6	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
小坂町	0 67	1 0	1 68	1 0	1 68	1 0	1 66	1 0	1 64	1 0	1 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
上小阿仁村	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
藤里町	1 35	1 1	0 32	1 1	0 30	1 1	0 26	1 1	0 24	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
五城目町	1 78	1 1	0 75	1 1	0 71	1 1	0 65	1 1	0 64	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
八郎潟町	1 103	1 1	0 104	1 1	0 98	1 1	0 92	1 1	0 85	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
三種町	3 122	3 3	0 121	3 3	0 119	3 3	0 115	3 3	0 112	3 3	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
八峰町	0 240	0 0	0 240	0 0	0 240	1 1	0 240	1 1	0 240	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
大潟村	1 81	1 1	0 73	1 1	0 71	1 1	0 68	1 1	0 68	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
美郷町	3 410	3 3	0 393	3 3	0 378	3 3	0 362	3 3	0 350	3 3	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
羽後町	1 3,500	1 1	0 3,500	1 1	0 3,500	1 1	0 3,500	1 1	0 3,500	1 1	0 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
東成瀬村	1 576	1 0	1 588	1 0	1 576	1 0	1 564	1 0	1 558	1 0	1 1 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0
25市町村	76 183,659	78 67	1 180,155	79 68	1 176,957	80 69	1 173,128	79 68	1 169,399	80 69	1 171 1 1 1 1	3 3 7 9 6 4 1 1	3 3 7 9 6 4 1 1

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況（平成27年3月）

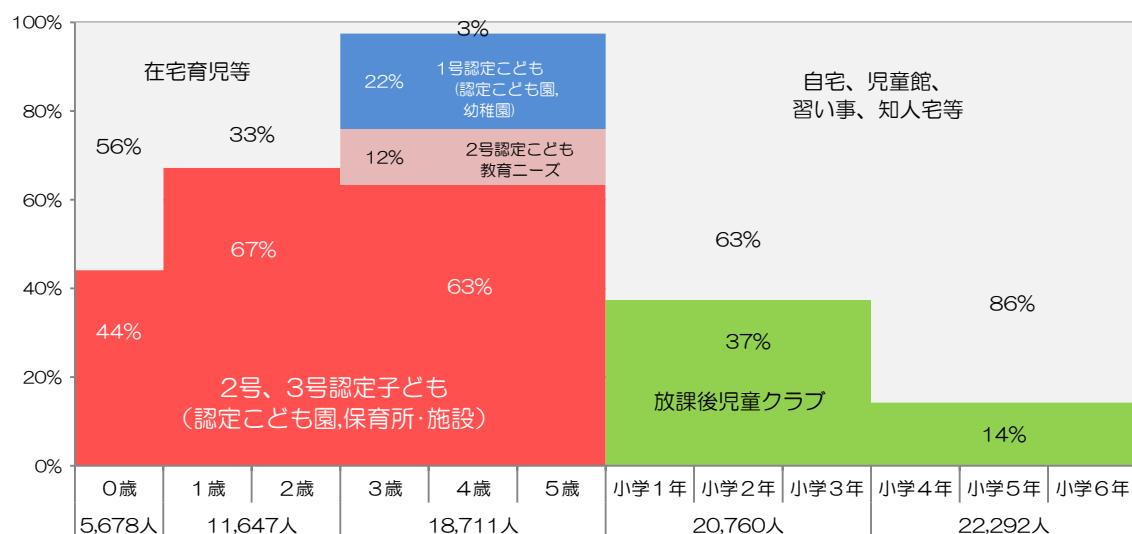
市町村	子どもを守るために地域ネットワーク機能強化事業										多様な主体の参入促進事業						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
秋田市	1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	1	0	0	0	0	0	-
能代市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	-
横手市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大館市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
潟上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大仙市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北秋田市	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙北市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小坂町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25市町村	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

◆秋田県における子どもの居場所の現状とニーズ

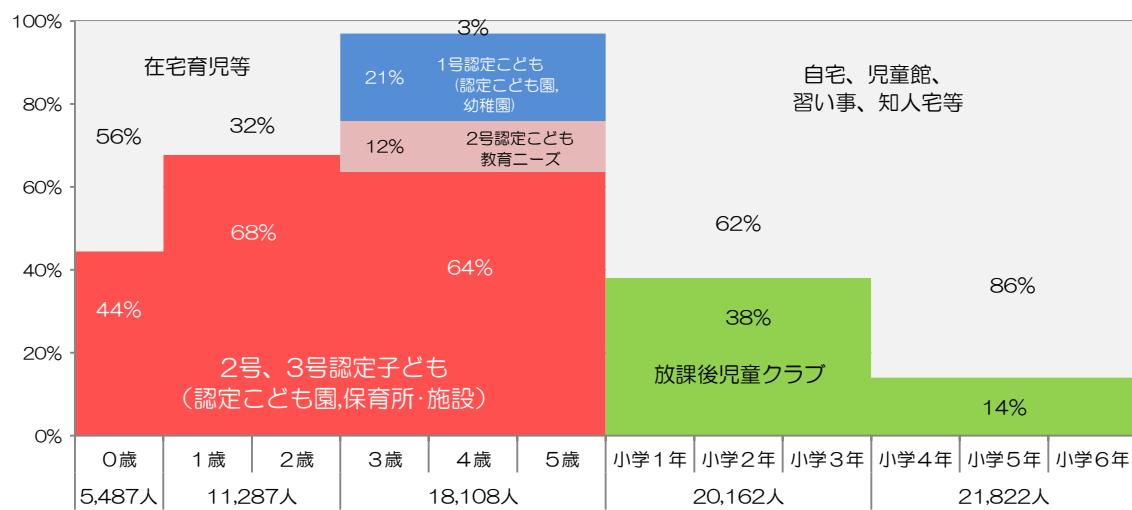
○平成26年度における子どもの居場所の現状（県幼保推進課、子育て支援課調べ）



○平成29年度における希望する子どもの居場所（教育・保育等の量の見込）



○平成31年度における希望する子どもの居場所（教育・保育等の量の見込）



◆資料2

秋田県子ども・子育て支援条例（秋田県条例第七十二号）

平成18年9月29制定

誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、次代を担う子どもが健やかに成長することは、県民すべての願いである。

今日、結婚や子どもを持つことに関する意識が多様化とともに、子どもに対する虐待やいじめに関する社会的関心の高まり、仕事と子育てとの両立を図ることができる雇用環境を整備する必要性の増大、家庭や地域における子育てを担い、支える機能の低下など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、これらにより急速な少子化の進行を招き、経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されている。

このような状況に対処するためには、子どもの権利が保障され、仕事と子育てとの両立が図られ、地域が一体となって子どもと子育てを支える体制が整備される等の必要がある。

ここに、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを生み、育てる者が誇りと喜びを実感し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本的事項を定めることにより、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども・子育て支援 子ども及び子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備、子どもの権利が保障されるための措置その他の子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う取組をいう。
- 二 事業者等 事業者、その団体及びその連合団体をいう。
- 三 子ども・子育て支援活動団体 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体（営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子

育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮すること。

- 二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。
- 三 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。
- 四 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と連携し、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の協力を得て、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が協力しながら子育てに取り組むことができる労働条件の整備その他の当該事業者が雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者の団体及びその連合団体（以下「事業者団体」という。）は、基本理念にのっとり、当該事業者団体を構成する事業者又はその団体に対し、前項に規定する雇用環境の整備に関する情報の提供、相談等を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(子ども・子育て支援活動団体の責務)

第六条 子ども・子育て支援活動団体は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、及び県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う子ども・子育て支援を促進するため、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、父母その他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るための施策を推進するものとする。

(職業生活と家庭生活との両立のための措置)

第十条 県は、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう事業者が行う雇用環境の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見の尊重)

第十一條 県は、子どもが意見を表明する権利行使することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の救済)

第十二条 県は、子ども(十八歳未満の者に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。)の権利の侵害に関する相談に応ずるとともに、その権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行うものとする。

(教育の充実)

第十三条 県は、生命の尊厳、子育ての意義及び子どもの権利が保障されることの重要性についての子どもの関心と理解を深めるよう教育の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十四条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が連携することができるようするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十五条 県は、子ども・子育て支援についての事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の関心と理解を深めるとともに、子ども・子育て支援への積極的な参加を促すため、子ども・子育て支援月間を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 子ども・子育て支援月間は、毎年八月とする。

(年次報告)

第十六条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十七条 県は、市町村が子ども・子育て支援に関する施策を策定し、及び実施しようとす

るときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 子ども・子育て支援活動計画

(活動計画策定指針)

第十八条 知事は、子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、次条第一項の子ども・子育て支援活動計画の策定に関する指針（以下「活動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 活動計画策定指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の実施に関する基本的事項
 - 二 子ども・子育て支援の内容に関する事項
 - 三 その他子ども・子育て支援の実施に関する重要事項
- 3 知事は、活動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(子ども・子育て支援活動計画)

第十九条 事業者団体及び子ども・子育て支援活動団体は、活動計画策定指針に基づき、子ども・子育て支援に関する計画（以下「子ども・子育て支援活動計画」という。）を策定し、知事に提出することができる。

- 2 子ども・子育て支援活動計画は、実施しようとする子ども・子育て支援の内容及びその実施時期について定めるものとする。この場合において、事業者団体が策定する子ども・子育て支援活動計画については、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項の一般事業主行動計画の策定の支援等に関することをその内容に含むものとする。

(表彰)

第二十条 知事は、前条第一項の規定により子ども・子育て支援活動計画を提出したもの又は次世代育成支援対策推進法第十二条第一項若しくは第四項の規定により一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしたもので子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っていると認められるものを公表し、又は表彰することができる。

第四章 秋田県子どもの権利擁護委員会

(設置及び所掌事務)

第二十一条 知事の諮問に応じ、第十二条の規定による子どもの権利の救済に関する調査をさせるため、秋田県子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する調査をするほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十二条 委員会は、委員三人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第二十三条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(委任規定)

第二十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

◆資料3

子育て支援についての取組の経緯

年度	県	国
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法の成立（7月） ●少子化社会対策基本法（8月）
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県次世代育成支援行動計画「あきたわか杉夢っ子 プラン」の策定（3月）（期間：平成17年度～21年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化社会対策大綱（6月） ●子ども・子育て応援プラン（12月）
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県子ども・子育て支援条例の制定（9月） ●全国初の認定子ども園5園を認定（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい少子化対策（6月）
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ●新待機児童ゼロ作戦（2月）
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化政策本部の設置（6月） (後に少子化対策本部に名称変更) ●ふるさとあきた元気創造プラン策定（3月） (期間：平成22年度～25年度) ●秋田県次世代育成支援後期行動計画「すこやかあきた 夢っ子プラン」の策定（3月）（期間：平成22年度～26年度） 	
平成24年 (2012年)		<ul style="list-style-type: none"> ●社会保障と税の一体改革関連法成立（8月） (子ども・子育て支援関連3法含む)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子 育て部会設置（地方版子ども・子育て会議）（7月） ●第2期ふるさとあきた元気創造プラン策定（3月） (期間：平成26年度～29年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●待機児童解消加速化プラン（6月） ●社会保障制度改革国民会議報告書（8月） 少子化対策を社会保障の重要な柱として位置づけ
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期すこやかあきた夢っ子プラン策定（3月） (期間：平成27年度～31年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費税引き上げ（5%→8%）（4月） ●消費税引き上げ（8%→10%）時期を平成27年 10月から平成29年4月に延期（11月）
平成27年 (2015年)		<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援新制度施行（4月）

◆資料4 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会委員名簿

【社会福祉審議会児童専門分科会委員】

氏 名		所属団体・役職等	分 野	備 考
1	秋 山 肇	元青少年育成秋田県民会議会長	有識者	
2	渡 部 基	秋田県小学校長会 (秋田市立上北手小学校長)	教育関係者	
3	金 子 賢 男	公募委員	一般県民(公募)	
4	釜 田 一	秋田県児童福祉協議会会長 (児童養護施設「陽清学園」園長)	子育て支援当事者	副部会長
5	柴 田 一 宏			
6	田 岡 清	秋田県保育協議会会長	保育関係者	
7	高 田 知恵子	秋田大学教育文化学部教授	有識者	部会長
8	寺 田 恵美子	秋田県児童厚生施設連絡 協議会職員部会長	子育て支援当事者	
9	成 田 多恵子	秋田商工会議所女性会理事	両立支援・事業主	

【臨時委員】

10	鈴 木 尚 子	秋田県保育士会長	保育関係者	
11	武 田 正 廣	秋田県私立幼稚園連合会長	幼稚園関係者	
12	渡 辺 丈 夫	認定こども園こまどり幼稚園・ こまどり幼稚園附属保育園園長	認定子ども園関係者	
13	山 崎 純	NPO法人あきたキッズネットワー ク理事長	子育て支援当事者	
14	佐 藤 リサ子	にかほ市市民福祉部 子育て長寿支援課長	市町村関係者	
15	小 玉 由 紀	子育てカフェ「にこリーフ」 代表	保護者	

◆資料5 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会
開催概要

月　日		概　要
平成25年10月22日(火)	第1回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任について ・次世代育成支援行動計画「すこやかあきた夢っ子プラン」の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度について ・その他
平成26年1月21日(火)	第2回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の策定方針・方向性について ・その他
平成26年4月22日(火)	第3回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の骨格について ・教育・保育の提供体制
平成26年7月23日(水)	第4回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の骨子について ・教育・保育の提供体制について
平成26年11月4日(火)	第5回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画の素案について ・教育・保育の提供体制について
平成27年2月5日(木)	第6回 部　会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」案について

第2期すこやかあきた夢っ子プラン

平成27年3月

秋田県健康福祉部子育て支援課

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

TEL 018-860-1341

FAX 018-860-3844

